

# 官報号外

平成十一年三月十一日

## ○第百四十五回 衆議院会議録 第十三号

平成十一年三月十一日(木曜日)

議事日程 第七号

平成十一年三月十一日

午後一時開議

第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多數国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 中小企業総合事業団法案(内閣提出)

第六 中小企業総合事業団法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
議員請願の件

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 中小企業総合事業団法案(内閣提出)

日程第六 中小企業総合事業団法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま

す。

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請願の件につきお諮りいたします。

吉田治君から、三月十四日から二十一日まで八日間、請願の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決りました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

本案は、三月四日本委員会に付託され、去る九日、太田総務庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

平成十一年三月十一日 衆議院会議録第十三号

関税定率法等の一部を改正する法律案外二案 中小企業経営革新支援法案外一案

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多數国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

[村井仁君登壇]

○村井仁君　ただいま議題となりました各案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、ニオブ・チタン合金等の関税撤廃、紡糸等の関税率の引き下げ等を行うことにしております。

第二に、平成十一年三月三十日に適用期限の到来する暫定関税率について、その適用期限を延長することにしております。

第三に、平成十一年三月三十一日に適用期限の到来する減免還付制度について、その適用期限の延長等を行うことにしております。

第四に、延滞税及び還付加重金の割合等について、過去に例を見ない低金利の現状を勘案し、当分の間、特例を設けることとしたとしております。

本案は、去る三月九日、宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申添えます。

次に、電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、海上運送貨物に係る税關手続のより一

層の迅速かつ的確な処理を図るために、関税及び内税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにする等、所要の改正を行つこととしております。

本案は、去る三月九日、宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多數国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、国際開発協会の第十二次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、二千九百五十億五千一百八十六万円の範囲内において追加出資することができる」としてあります。

第二に、多數国間投資保証機関の一般増資について、政府は、同機関に対し、従来の出資の額のほか、四千二百一千万四千八百八十台米国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨または本邦通貨により追加出資することができる」としてあります。

本案は、去る三月九日、宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君)　これより採決に入ります。

○議長(伊藤宗一郎君)　これより採決に入ります。

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤宗一郎君)　起立多数。よって、本案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るために、中小企業信託保険公庫及び中小企業事業團を解散して、中小企業総合事業團を設立するとともに、織維産業構造改善事業協会を解散して、必要な業務を中小企業総合事業團に移管しようとするとものであります。

本案は、去る三月九日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託され、与謝野通商産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十日両案について質疑を行い、中小企業経営革新支援法案については、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。中小企業総合事業團法案については、討論を行い、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

日程第五 中小企業経営革新支援法案(内閣提出)

日程第六 中小企業総合事業團法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君)　日程第五、中小企業経営革新支援法案、日程第六、中小企業総合事業團法案、右両案を括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長古賀正浩君。

○議長(伊藤宗一郎君)　中小企業総合事業團法案及び同報告書

○議長(伊藤宗一郎君)　〔本号末尾に掲載〕

[古賀正浩君登壇]

○古賀正浩君　ただいま議題となりました両法案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業経営革新支援法案は、我が国経済の健全な発展を図る上で経済的環境の変化に即応した中小企業の創意ある向上発展が重要であることにかんがみ、中小企業近代化促進法と中小企業新分野進出等円滑化法を発展的に統合し、中小企業が取り組む経営革新と経営基盤の強化のための事業活動に対し、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等必要な支援措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業総合事業團法案は、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るために、中小企業信託保険公庫及び中小企業事業團を解散して、中小企業総合事業團を設立するとともに、織維産業構造改善事業協会を解散して、必要な業務を中小企業総合事業團に移管しようとするとものであります。

○議長(伊藤宗一郎君)　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤宗一郎君)　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。



平成十一年三月十一日 衆議院会議録第十二号

議長の報告

四

大石 秀政君 渡辺 喜美君

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

警官との間で血みどろの衝突となり、負傷者が続出した。私は現在の状況を放置すると、いつまた大暴動が起きてもおかしくないまでに事態は逼迫していると考える。

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

学校教育法等の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

食料・農業・農村基本法案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

環境事業団法の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

環境事業団法の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

商法等の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

少年法等の一部を改正する法律案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

少子化対策振興基本法案

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問主意書(東順治君提出)

5 野宿生活者等に関する質問主意書

1 每年の野宿生活者等の総数については、政府として概数把握をしているものと考えるが、直近の総数、上位の各都市ごとの分布について明らかにされたい。

2 野宿生活者等は、近年、急速な増加をしている。また、急速に増加しているならば、その主たる原因は何か。

3 本人の意に反して野宿生活等を余儀なくされているものにつき、その主たる原因是本人に起因するものであるか、それとも行政上の施策に不十分な点があつたと考へるか。

4 大阪市では昨年十一月、市立中学校隣接市道を占拠していた野宿生活者のテントなどを行政代執行法に基づき強制撤去し、現場で野宿生活者や支援者と市職員とがもみあい木材を燃やすなど、一時混乱が起こった。こうした行政による強制撤去措置などに対する政府の見解は如何か。また、テントなどを強制撤去された野宿生活者はすぐには隣接の公園に移動し、排除するだけでは抜本的解決にならないことが明らかになつたが、自治体の引き続いて行うべき対応についての政府の見解を問う。

5 野宿生活者等に関する諸問題の担当省庁はどこか。複数の省庁が関係するならば、その中で最も深く関係するもの一つについて、その省庁名も明らかにされたい。また、平成十一年度における各省庁別の野宿生活者等への対応のための予算額を明らかにされたい。

末年始の炊き出しを別にすると、甚だ不十分な水準であり、慈善団体などの援助に依拠せざるを得ない状況にあると考えるが、政府として今日まで行ってきた公的な食料支援策を明らかにされたい。

本問題は、一面では住宅問題との意味合いもあるわけであるが、野宿生活者等に対する公的な居住場所支援は甚だ不十分であると考える。政府として今日まで行ってきた公的な居住場所支援策を明らかにされたい。

野宿生活者の多くは就労の意欲を持ちながら、仕事に恵まれないことが指摘されている。特に昨今の建設不況により、建設日雇労働者の需要が激減し、とりわけ高齢者については慢性的な失業の傾向に拍車がかかっている。こうした状況にあって、自治体でも例えば大阪府・大阪市による「高齢日雇労働者特別清掃事業」などを行って、雇用創出に努力しているが、高齢労働者の多くが登録しており、実際にそれぞれの労働者が清掃事業の仕事に就ける機会は一ヶ月に一、二回であると言われている。このように、単に自治体による雇用創出には限界があり、政府としての雇用創出が必要と考えるが見解を問う。

9 野宿生活者等の健康保険加入状況について明らかにされたい。また、野宿生活者等に対する医療サービスの適切な提供については万全の体制にあり、問題は生じていないのかを答えられたい。規則的な居住場所が確保されていないことにより、多くの野宿生活者等は地方選挙はもとより国選挙における選挙権の行使もできない状況にあると考えるが、事実はどうか。また、最も重要な基本的人権の一つである参政権の確保につき、今までの政府が野宿生活者等に行つた対応を明らかにされたい。

10 昨年十月に設置された厚生省、労働省等による連絡協議会の現在の活動状況を明らかにされたい。

7 本問題は、一面では住宅問題との意味合いもあるわけであるが、野宿生活者等に対する公的な居住場所支援は甚だ不十分であると考える。政府として今日まで行ってきた公的な居住場所支援策を明らかにされたい。

8 野宿生活者の多くは就労の意欲を持ちながら、仕事に恵まれないことが指摘されている。特に昨今の建設不況により、建設日雇労働者の需要が激減し、とりわけ高齢者については慢性的な失業の傾向に拍車がかかっている。こうした状況にあって、自治体でも例えば大阪府・大阪市による「高齢日雇労働者特別清掃事業」などを行って、雇用創出に努力しているが、高齢労働者の多くが登録しており、実際にそれぞれの労働者が清掃事業の仕事に就ける機会は一ヶ月に一、二回であると言われている。このように、単に自治体による雇用創出には限界があり、政府としての雇用創出が必要と考えるが見解を問う。

9 野宿生活者等の健康保険加入状況について明らかにされたい。また、野宿生活者等に対する医療サービスの適切な提供については万全の体制にあり、問題は生じていないのかを答えられたい。規則的な居住場所が確保されていないことにより、多くの野宿生活者等は地方選挙はもとより国選挙における選挙権の行使もできない状況にあると考えるが、事実はどうか。また、最も重要な基本的人権の一つである参政権の確保につき、今までの政府が野宿生活者等に行つた対応を明らかにされたい。

10 昨年十月に設置された厚生省、労働省等による連絡協議会の現在の活動状況を明らかにされたい。

12 右記連絡協議会は、昨年十一月、本問題に関する検討を行っている。この席において、各自治体からは、財政的支援など国に対する要望が寄せられたものと承知している。これらの自治体からの要望について、政府はどうのよう受け止め、現在、具体的にどのような検討を行っているか。

13 野宿生活者等の増加は、ここ十年来、欧米各国でも極めて重大な社会問題として認識され、医療、介護、年金、雇用、教育、住宅等の様々な施策を一つの法体系の中に位置づける。これが不可欠との考えにより、昨年七月に「社会的排除に抗する法」が成立した。我が国においても、野宿生活者等に関する総合的な施策を推進するために特別法を制定する必要があると考えるが政府の見解を問う。なお、仮にそうした特別法を制定する必要性を政府として認められないとするならば、野宿生活者等に関する各種施策についての根拠法と該当する条文を可能な限り全て明らかにされたい。

14 1について述べた人数とその前年の調査結果とを比較すると、大阪市の調査については調査の対象の区域が異なり比較することはできないが、東京都で六百人、川崎市で三百十八人、横浜市で六十八人及び名古屋市で七百五十八人及び大阪市で八千六百六十人との報告を得ている。平成十年八月において、東京都で四千三百人、川崎市で七百四十六人、横浜市で四百三十九人、名古屋市で七百五十八人及び大阪市で八千六百六十人との報告を得ている。

2 及び3について

1について述べた人数とその前年の調査結果とを比較すると、大阪市の調査については調査の対象の区域が異なり比較することはできないが、東京都で六百人、川崎市で三百十八人、横浜市で六十八人及び名古屋市で七百五十八人及び大阪市で八千六百六十人との報告を得ている。

3 及び4について

1について述べた人数とその前年の調査結果とを比較すると、大阪市の調査については調査の対象の区域が異なり比較することはできないが、東京都で六百人、川崎市で三百十八人、横浜市で六十八人及び名古屋市で七百五十八人及び大阪市で八千六百六十人との報告を得ている。

4 について

御指摘の大阪市による野宿生活者等のテント等の道路からの撤去については、同市が、道路管理者として、野宿生活者等が当該道路の歩道部分にテント等を設置して起居することにより交通に危険を及ぼしている等と判断した上で実施することを決定し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第六条の規定に基づく異議申立ての棄却並びに行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第二十五条第一項

5 について

野宿生活者等に関する問題は、雇用の確保、自立に向けての生活相談、保健医療、居住場所の確保、地域住民の安全確保等多岐にわたる問題が生じていることから、関係省庁において連携を図りつつ野宿生活者等に関する問題に総合的に取り組むこととしているところであり、これを一層推進するため、ホームレス問題連絡会議を内閣内政審議室の協力の下、厚生省及び労働省を中心開催することとしたところである。

お尋ねの野宿生活者等への対応のための予算額については、野宿生活者等のみを対象とした特別対策は講じていないが、野宿生活者等に特に関連すると考えられる施策についての平成十一年度の第二次補正後の予算額は、いずれも野宿生活者等に係る内訳を示すことは困難であるが、厚生省関係では、生活保護費負担金一兆二千八百八十四億四千三百一十二万二千円であり、労働省関係では、緊急日雇労働者多数雇用奨励金一億二千一百二十九万六千円及び日雇労働者給付金三百八十七億四千七百八十万円である。

6 について

御指摘の野宿生活者等に対する食料支援については、一部の地方公共団体の独自の施策とし

て、野宿生活者等に緊急に直接食料を提供する等の施策が実施されていると承知しているが、政府において野宿生活者等に対しても直接食料を提供することは行っていない。

御指摘の野宿生活者等を含め、生活に困窮する者の居住場所に関する対策については、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十条第一項又は第三十二条第二項の規定に基づく更生施設、宿所提供施設等への入所の対応を行っているところであるが、同法の適用に当たっては、同法第四条の規定により、要保護者の就労能力の活用等が要件とされるとともに、扶養義務者の扶養及び他の施策の適用がすべて同法による保護に優先するとされているところである。野宿生活者等についても、これらの条件を満たさない場合には、原則として、保護を行わないものであるが、急迫した状況にある場合は、保護の条件の調査の結果を待たずして、施設への入所の対応を行っているところである。

### 8について

御指摘の野宿生活者等に対する政府としての雇用創出については、雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十六号)第六十二条第一項第四号の規定に基づく雇用安定事業における本年一月一日から平成十一年三月三十一日までの十五か月間の暫定措置として、日雇労働者を常用労働者の十分の一を超えて雇い入れる事業主に対してその雇入れ人数に応じて一定額を支給する緊急

日雇労働者多数雇用奨励金制度を平成十年度特別会計補正予算(特第2号)において創設するとともに、公共職業安定所に配置している求人開拓推進員について本年一月から新たに配置するものの一部を主として日雇労働者及び建設業関係を取り扱う日雇労働者等求人開拓推進員として活用し、日雇労働者の雇用状況の改善に努めているところである。

### 9について

野宿生活者等の医療保険への加入状況について

ては、把握していない。

また、生活保護法が適用される場合の同法第十五条の規定に基づく医療扶助については、7について述べたとおり、原則として、生活保護を受ける条件を満たしていることが必要であるが、急迫した状況にあるときは、保護の条件の調査の結果を待たずに、医療扶助が行われているところである。

このほか、野宿生活者等に対する医療サービス等については、一部の医療機関による社会福祉事業としての無料又は低額な料金での診療並びに地方公共団体における各種の健康診断、保健所と福祉事業所等が連携して行う保健婦の面接相談及び保健指導等の地域の実情に応じた施策が行われている。

### 10について

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第九条第二項において、日本国民たる年齢満二十歳以上上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有することとされているため、住所を有しない野宿生活者等は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有しない。

また、公職選挙法第四十二条第一項において選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができないこととされており、同法第二十二条第一項において、選挙人名簿への登録は引き続き三箇月以上市町村の住民基本台帳に記録されている者について行うこととされて

いるため、住所を有しない野宿生活者等は、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることはできない。

したがって、野宿生活者等が選挙権を行使するためには、住所を定めることが必要であるが、選挙権の行使の確保との関係で住所に関する特段の措置を講じたことはない。

### 11について

御指摘の連絡協議会は、大阪市におけるいわゆるあいりん地区に關し、大阪市、大阪府の取

組を踏まえつつ、今後のあいりん対策及びこれ

に関連する事項について、情報及び意見の交換を行うことを目的とし、労働省、厚生省、建設省及び自治省の四省の関係課長等を構成員として設置したあいりん対策等連絡協議会(以下「協議会」という)である。協議会は、平成十年十月十四日に第一回会合を開催し、同年十一月十日に、協議会の構成員があいりん地区の視察を行うとともに、大阪市、大阪府等の関係者と社事業としての無料又は低額な料金での診療並びに地方公共団体における各種の健康診断、保健所と福祉事業所等が連携して行う保健婦の面接相談及び保健指導等の地域の実情に応じた施策が行われている。

### 12について

昨今の野宿生活者等の増加を踏まえ、現行の諸施策をより効果的に実施する観点から、平成十年十二月九日に、厚生省、労働省、建設省、自治省及び警察庁の各省庁が合同で、東京都、川崎市、横浜市、名古屋市及び大阪市から野宿生活者等の問題の現状及び要望について聴取した結果、この問題への取組を一層推進する必要があることから、ホームレス問題連絡会議を設置し、具体的な対策について検討を開始したところである。

### 13について

今後、同連絡会議において、関係者からの意見聽取を行いつつ、具体的な課題について整理を行い、直ちに対応できるものは速やかに実行に移していくとともに、更に検討を要する課題についても、遅くとも夏までには、その対応策について取りまとめを行ってまいりたい。

野宿生活者等に関する施策については、雇用、福祉、住宅等各分野にわたる総合的な対策が必要であり、今後更に関係省庁が所管している

ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問主意書

平成十一年二月二十一日提出  
平成十一年二月二十一日提出  
質問 第一  
ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問主意書  
提出者 佐藤謙一郎

ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問主意書

国は、平成九年度からダム建設事業等に関する総点検、平成十年度から公共事業再評価システムによるダム建設事業等の再評価を実施している。その総点検や再評価は、事業継続の是非について真摯に国民の意見を聞くものではないという疑問が聞こえている。しかしながら、事業の必要性や費用対効果などに基づき、事業継続の可否に判断を下すことは不可欠である。その際、留意すべき点が見受けられる。ダム水没予定期の生活再建関連事業である。

たびダム建設が計画されると、水没予定期地は長期にわたり、生活基盤、生活設計に影響を及ぼすことは、今後、ホームレス問題連絡会議においては、再評価によりダム事業が中止または休止される。再評価によりダム事業が中止または休止になれば、それらが再び影響を被ることは想像に難くない。したがって、住民の同意を取り付けた

まま、御指摘の野宿生活者等に特に関連すると考えられる施策に関する根拠法及び該当する

条文としては、雇用保険法第四十三条第一項及び第六十二条第一項第四号、福祉に関する相談及び保護については、生活保護法第十二条から第十七条まで並びに第二十四条及び第二十五条、医療の提供及び健康診断については、同法第十五条、第二十四条及び第二十五条、伝染病予防法(明治三十年法律第二十六号)第十九条第一項第一号並びに結核予防法(昭和二十六年法律第十九号)第五条、でい醉や病人等で応急の救護を要する場合の保護については、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第二百三十六号)第三条第一項等がある。

後、長年が経過したダム事業の見直しをするにあたっては、それら住民の苦痛や混乱を緩和する施策が必要である。

その観点から、以下、質問する。

一 代替地の造成計画がすでに定められているか、またはその造成工事が行われているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になつた場合、中止または休止後も代替地の造成を進める可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。もし検討したことがないければ、なぜか、理由を明らかにされたい。

二 補償基準がすでに妥結しているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になつた場合、中止または休止後も、水没予定期の人々に対する補償基準どおりの補償を行う可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがないければ、その理由を明らかにされたい。

三 補償基準が未だ妥結していないが、地元と移転同意の協定が結ばれているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になつた場合、中止または休止後後に、水没予定期の人々に対する補償基準どおりの補償を行つ可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがないければ、その理由を明らかにされたい。

四 付替道路の計画がすでに定められているか、またはその工事が行われているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になつた場合、中止または休止後も付替道路の工事を進められる可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがないければ、その理由を明らかにされたい。

五 水源地域対策特別措置法による水源地域整備計画がすでに定められているダム事業が総点検

または再評価の結果、中止または休止になつた場合、中止または休止後も水源地域整備計画どおりの事業を進める可能性を国は検討したことあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。

その理由を明らかにされたい。

六 水源地域対策特別措置法のダム指定はされていが、水源地域整備計画が未だ定められていないダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になつた場合、中止または休止後も、水没予定期の事業を進める可能性を国は検討したことあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。

その理由を明らかにされたい。

七 水源地域対策基金による事業計画がすでに定められているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になつた場合、中止または休止後もその事業計画どおりの事業を進める可能性を国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。

その理由を明らかにされたい。

八 ダム基本計画(事業計画)は未だ策定されていが、ダム起業者や地元自治体が水没予定期の人々にすでに生活再建計画を提示しているダム事業が、総点検または再評価の結果、中止または休止になつた場合、中止または休止後もその計画に基づいて生活再建事業を進める可能性を検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがないれば、その理由を明らかにされたい。

九 水没予定期の人々に対する補償基準どおりの補償を行つ可能性について現時点では検討していない。

書を送付する。

活用再開事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再開事業に関する質問に対する答弁書

一 について

建設省所管のダム等事業のうち、御指摘の「総点検」(以下「総点検」という。)及び「再評価」(以下「再評価」という。)における検討結果に基づき、事業に係る水需要の見通しが変化したこと、治水計画上のより優れた代替案の存在が確認されたこと等の理由によって平成十年度以降明らかにされたい。検討したことがないれば、その理由を明らかにされたい。

二 について

建設省所管のダム等事業においては、水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)第二条第一項に規定する指定ダム等に係る事業は存しないことから、御指摘の「水源地域整備計画」どおりの事業を進める可能性及び水源地域整備計画と同様の地域整備計画を定めて事業を進める可能性について現時点では検討していない。

三 について

中止又は休止ダム等事業に関する御指摘の「事業計画」どおりの事業を進める可能性について、水没関係住民の生活再建等を目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された公益法人をいう。)が、それぞれの寄附行為に基づき自ら判断するものであると考える。

四 について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者又は関係地方公共団体が、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて生活再建に係る措置を提示している事例は存しないことから、御指摘の「生活再建事業を進める可能性」について現時点では検討していない。

五 について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者又は関係地方公共団体が、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて生活再建に係る措置を提示している事例は存しないことから、御指摘の「生活再建事業を進める可能性」について現時点では検討していない。

六 について

中止又は休止ダム等事業においては、付替道路(公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱)(昭和四十二年二月二十一日閣議決定第四条第一項ただし書に規定する現物補償として公共事業

の起業者が工事を施行し、道路の管理者に引き渡す代替の道路をいう。)に係る工事に既に着手している事例が存し、当該事例にあっては、個別の事案に係る対応として、その付替道路に係る工事を道路事業として継続して実施する旨の判断を行つたところである。

七 について

中止又は休止ダム等事業においては、水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)第二条第一項に規定する指定ダム等に係る事業は存しないことから、御指摘の「水源地域整備計画」どおりの事業を進める可能性及び水源地域整備計画と同様の地域整備計画を定めて事業を進める可能性について現時点では検討していない。

八 について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者又は関係地方公共団体が、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて生活再建に係る措置を提示している事例は存しないことから、御指摘の「生活再建事業を進める可能性」について現時点では検討していない。

九 について

中止又は休止ダム等事業においては、付替道路(公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱)(昭和四十二年二月二十一日閣議決定第四条第一項ただし書に規定する現物補償として公共事業

八 ダム基本計画(事業計画)は未だ策定されていないが、ダム起業者や地元自治体が水没予定期の人々にすでに生活再建計画を提示しているダム事業においては、事業計画どおりの事業を進める可能性について現時点では検討していない。

九 内閣衆賀一四五第一号

平成十一年三月九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議員伊藤宗一郎君提出ダム事業に伴う生

議長の報告 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五 水源地域対策特別措置法による水源地域整備計画がすでに定められているダム事業が総点検

国会に提出する。

平成十一年一月二十九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

恩給法等の一部を改正する法律案

右

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十一年法律第四十八号)の一部を次のように改める。

第六十五条第一項中「十九万一千円」を「十九万三千一百円」に改める。

別表第二号表中「五、六六九、〇〇〇円」を「五、七〇九、〇〇〇円」に、「四、七一四、〇〇〇円」を「四、七五七、〇〇〇円」に、「三、八九〇、〇〇〇円」を「三、九一七、〇〇〇円」に、「三、一〇〇、〇〇〇円」を「三、一〇七、〇〇〇円」を「三、一〇八、〇〇〇円」に、「三、一〇九、〇〇〇円」を「三、一〇九、〇〇〇円」と改める。

別表第三号表中「六、〇三一、〇〇〇円」を「六、〇七三、〇〇〇円」に、「三、七〇一、〇〇〇円」を「三、七〇九、〇〇〇円」に、「三、七〇九、〇〇〇円」を「三、七一八、〇〇〇円」と改める。

別表第五号表中「五、三三三、五〇〇円」を「五、三三〇、八〇〇円」に、「四、九一七、八〇〇円」を「四、九五、一〇〇円」に、「四、七一三、一〇〇円」を「四、七四六、一〇〇円」と改める。

別表第五号表中「五、三三〇、八〇〇円」を「五、三三〇、八〇〇円」に、「四、九一七、八〇〇円」を「四、九五、一〇〇円」に、「四、七一三、一〇〇円」を「四、七四六、一〇〇円」と改める。

に「一、六八七、一〇〇円」を「一、六九八、一〇〇円」に、「一、四九六、五〇〇円」を「一、五〇七、〇〇〇円」に、「一、四五四、〇〇〇円」を「一、四〇

九〇〇円」に、「一、四九六、五〇〇円」を「一、五〇七、〇〇〇円」に改める。

附則第一号表中「百七十九万六千円」を「一、四〇〇円」に改める。

附則第二十二条の三中「十九万一千円」を「十九万三千一百円」に改める。

附則第二十二条の三中「十九万一千円」に改める。

附則第一号表中「百八十万九千円」に、「百三十九万七千円」を「百四十万七千円」に改める。

附則第一号表中「百八十万九千円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	仮定俸給年額
大将	八、二二六、九〇〇円	
中将	七、三九五、三〇〇円	
少将	六、一五七、〇〇〇円	
大佐	五、三六〇、八〇〇円	
中佐	四、九五、一〇〇円	
少佐	四、〇一〇、六〇〇円	
大尉	三、三八四、五〇〇円	
中尉	二、六四〇、一〇〇円	
少尉	二、一七一、一〇〇円	
准士官	二、〇四三、六〇〇円	
曹長又は上等兵曹	一、六九八、九〇〇円	
軍曹又は一等兵曹	一、五九五、四〇〇円	
伍長又は二等兵曹	一、五五二、七〇〇円	
兵	一、四一六、八〇〇円	

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、八三五、〇〇〇円」を「一、八四六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六七〇、〇〇〇円」を「一、六八一、〇〇〇円」に、「一、三四〇、〇〇〇円」を「一、三四九、〇〇〇円」に、「一、〇七八、〇〇〇円」を「一、〇八六、〇〇〇円」に、「九五二、〇〇〇円」を「九五九、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

仮定俸給年額	金額
八、二二六、九〇〇円	七、五六六、四〇〇円
七、三九五、三〇〇円	六、七八五、一〇〇円

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第七百五十五号)の一部を次のように改める。

正する。

官 報 (号外)

六、一五七、〇〇〇円	五、三六〇、八〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	四、五八一、七〇〇円
四、九五一、二〇〇円	四、三三一、一〇〇円
四、〇一〇、六〇〇円	三、三四、〇〇〇円
三、三八四、五〇〇円	二、七八〇、三〇〇円
二、六四〇、一〇〇円	二、一八五、七〇〇円
一、二七一、一〇〇円	一、九五、一〇〇円
一、〇四三、六〇〇円	一、六九八、九〇〇円
一、六九八、九〇〇円	一、四一六、八〇〇円
一、五九五、四〇〇円	一、三五一、二〇〇円
一、五五二、七〇〇円	一、一九八、五〇〇円
一、四一六、八〇〇円	一、一四四、一〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮 定 債 納 年 額	金
八、一二六、九〇〇円	八、三三四、六〇〇円
七、三九五、三〇〇円	七、四三四、六〇〇円
六、一五七、〇〇〇円	六、二九一、四〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	五、四八九、四〇〇円
四、九五二、一〇〇円	五、一五七、二〇〇円
四、〇一〇、六〇〇円	四、一一六、四〇〇円
三、三八四、五〇〇円	三、三四、〇〇〇円
二、六四〇、一〇〇円	二、七二八、四〇〇円
二、一七一、一〇〇円	二、三八六、八〇〇円
一、〇四三、六〇〇円	一、二五五、六〇〇円
一、六九八、九〇〇円	一、七五五、四〇〇円
一、五九五、四〇〇円	一、六四六、九〇〇円
一、五五二、七〇〇円	一、五九五、四〇〇円
一、四一六、八〇〇円	一、四五四、〇〇〇円

仮 定 債 納 年 額	金
三、三八四、五〇〇円	三、七六、四〇〇円
二、六四〇、一〇〇円	二、九三〇、七〇〇円
一、二七一、一〇〇円	二、六四〇、一〇〇円
一、〇四三、六〇〇円	二、三八六、八〇〇円

仮 定 債 納 年 額	金
三、三八四、五〇〇円	三、五四九、〇〇〇円
二、六四〇、一〇〇円	二、七八〇、三〇〇円
一、二七一、一〇〇円	一、五七八、五〇〇円
一、〇四三、六〇〇円	一、二七一、一〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「百三十九万七千円」を「百四十万七千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成十年四月分」を「平

成十一年四月分」に改め、同項の表中「一、一二二〇〇円」を「一、二九、九〇〇円」に、「一、二二〇〇円」を「一、二九、九〇〇円」に、「一、二八四、五〇〇円」を「一、二九七、九〇〇円」に、「一、二九八、九〇〇円」を「一、二九五、九〇〇円」に、「一、六九八、九〇〇円」を「一、六四六、九〇〇円」に、「一、五五二、七〇〇円」を「一、五九五、四〇〇円」に、「七八四、五〇〇円」を「七八四、五〇〇円」に、「五八八、四〇〇円」を「五九一、五〇〇円」に、「一、四一六、八〇〇円」を「一、四一六、八〇〇円」に改める。

附則第十三条第二項の表中「四、三三一、八〇〇円」を「四、三五二、一〇〇円」に、「三、六〇四、七〇〇円」を「三、六二九、九〇〇円」に、「一、九三九、一〇〇円」を「一、九三三、九〇〇円」に、「一、九七九、一〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「二、三六一、五〇〇円」を「二、三七八、〇〇〇円」に、「一、九一〇、五〇〇円」を「一、九三三、九〇〇円」に、「一、五五六、三〇〇円」を「一、五六七、一〇〇円」に、「一、四一四、七〇〇円」を「一、四一四、六〇〇円」に、「一、二八七、六〇〇円」を「一、二九六、六〇〇円」に、「一、〇四一、五〇〇円」に、「八三六、六〇〇円」に改める。

附則別表第七(附則第十三条関係)

て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

円を「八四」「五百〇円」に、「七三五、九〇〇円」を「七四一、一〇〇円」に改め、同条第三項中「十九万三千円」を「十九万三千二百円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改める。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万八千六百円」を「二十六万九千九百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十五万三千五百円」を「十五万四千二百円」に改め、同条第五项中「十三万五千五百円」を「十三万九千七百円」に改める。

附則第十五条第一項中「三十九万三千三百円」を「三十九万六千五百円」に、「二十九万四千二百円」を「二十九万七千四百円」に改め、同条第四項中「九万十円」を「九万九百十円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

第一条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第百五十五号」という。)附則第十一条第一項に規定する(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第一条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第百五十五号」という。)附則第十一条第一項に規定する(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

第三条 増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。)(傷病恩給に関する経過措置)

第四条 平成十二年三月三十一日以前に給与事由に生じた傷病賜金の金額については、なお從前第一項に規定する年額に改定する。

第五条 第七項症の増加恩給については、平成十二年四月分以後、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成十二年四月分以後、その年額(法律第百五十五号附則第十三条第三項を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成十二年四月分以後、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、平成十二年四月分以後、その加給の年額を、十九万三千二百円に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)。次条において「法律第百五十一号」という。附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料について、平成十二年四月分以後、その加算の

年額を、それぞれ改定後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第十条 傷病者遺族特別年金については、平成十二年四月分以後、その年額を、改定後の法律第百五十五号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十一条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以後、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定期別年額(法律第百五十五号附則第十三条第一項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定期別年額とみなす。)に改定する。

(職権改定)

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁判所が受給者の請求を待たずに行う。(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十三条 平成十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

定定期別年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改定後の法律第百五十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)に改定する。

恩給年額の計算の基礎となっている俸 給年額		仮定期別年額
一、一二六、一〇〇円		一、一四四、一〇〇円
一、一八六、五〇〇円		一、一九四、八〇〇円
一、二三八、二〇〇円		一、二四六、九〇〇円
一、二八九、五〇〇円		一、二九八、五〇〇円
一、三四一、八〇〇円		一、三五一、二〇〇円
一、三七四、三〇〇円		一、三八三、九〇〇円
一、四〇七、〇〇〇円		一、四一六、八〇〇円
一、四四三、九〇〇円		一、四五四、〇〇〇円
一、五〇七、〇〇〇円		一、五〇七、〇〇〇円

## 官 報 (号 外)

一、五四一、九〇〇円	一、五五二、七〇〇円	三、八七五、〇〇〇円	三、九〇一、一〇〇円
一、五八四、三〇〇円	一、五九五、四〇〇円	三、九八一、七〇〇円	四、〇一〇、六〇〇円
一、六三五、五〇〇円	一、六四六、九〇〇円	四、〇八七、八〇〇円	四、一一六、四〇〇円
一、六八七、一〇〇円	一、六九八、九〇〇円	四、三〇一、一〇〇円	四、三三一、一〇〇円
一、七四三、一〇〇円	一、七五五、四〇〇円	四、五〇九、八〇〇円	四、五四一、四〇〇円
一、八〇〇、一〇〇円	一、八二二、七〇〇円	四、五五〇、八〇〇円	四、五六一、七〇〇円
一、八七〇、九〇〇円	一、八八四、〇〇〇円	四、七一三、一〇〇円	四、七四六、一〇〇円
一、九一五、七〇〇円	一、九二九、一〇〇円	四、九一七、八〇〇円	四、九五一、一〇〇円
一、九七三、二〇〇円	一、九八七、〇〇〇円	五、一二一、四〇〇円	五、一五七、一〇〇円
一、〇一九、四〇〇円	一、〇四三、六〇〇円	五、三三三、五〇〇円	五、三六〇、八〇〇円
一、一四〇、六〇〇円	一、一五五、六〇〇円	五、四五一、一〇〇円	五、四八九、四〇〇円
一、一七〇、五〇〇円	一、一八五、七〇〇円	五、五八七、一〇〇円	五、六二六、三〇〇円
一、一五六、三〇〇円	一、二七一、一〇〇円	五、八四九、三〇〇円	五、八九〇、一〇〇円
一、三七〇、一〇〇円	一、三八六、八〇〇円	六、一二四、一〇〇円	六、一五七、〇〇〇円
一、四九六、二〇〇円	一、五一三、七〇〇円	六、二四七、七〇〇円	六、二九一、四〇〇円
一、五六〇、六〇〇円	一、五七八、五〇〇円	六、三七四、四〇〇円	六、四一九、〇〇〇円
一、六二一、八〇〇円	一、六四〇、一〇〇円	六、六二五、八〇〇円	六、六七一、二〇〇円
一、七〇九、四〇〇円	一、七二八、四〇〇円	六、七三七、九〇〇円	六、七八五、一〇〇円
一、七六一、〇〇〇円	一、七八〇、三〇〇円	六、八六一、九〇〇円	六、九〇九、九〇〇円
一、九一〇、三〇〇円	一、九三〇、七〇〇円	七、〇八一、一〇〇円	七、一三〇、七〇〇円
一、九八四、五〇〇円	一、〇〇五、四〇〇円	七、三〇一、六〇〇円	七、三五三、七〇〇円
一、三一〇、八〇〇円	一、一三九、三〇〇円	七、三四三、九〇〇円	七、三九五、三〇〇円
一、三六一、〇〇〇円	一、三八四、五〇〇円	七、四二一、九〇〇円	七、四三四、六〇〇円
一、四〇〇、一〇〇円	一、四二四、〇〇〇円	七、四三一、〇〇〇円	七、四七四、〇〇〇円
一、五一四、三〇〇円	一、五四九、〇〇〇円	七、六九九、三〇〇円	七、五六六、四〇〇円
一、七〇〇、五〇〇円	一、七二六、四〇〇円	七、八八四、七〇〇円	七、九三九、九〇〇円

## 官報(号外)

七、九七六、四〇〇円	八、〇三一、一〇〇円
八、〇七〇、四〇〇円	八、一二六、九〇〇円
実在職年九年未満	五年以上九年未満
五六一、〇〇〇	三九一、三〇〇

## 理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が一、一二六、一〇〇円未満の場合又は八、〇七〇、四〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇〇七を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を、仮定俸給年額とする。

(一) 普通恩給  
1. 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成十年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を〇・七〇%引き上げるほか、各種加算額等についても所要の改定を行お

うとするもので、その主な内容は次のとおりである。  
1. 仮定俸給の引上げ  
恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成十一年四月分以降、〇・七〇%引き上げること。  
2. 普通恩給等の最低保障額の増額  
普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成十一年四月分以降、〇・七〇%引き上げること。

(二) 普通扶助料  
1. 公務関係扶助料の最低保障額の増額  
公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、平成十一年四月分以降、次表のとおり〇・七〇%引き上げること。  
2. 公務扶助料  
区 分 現行年額(円) 改定年額(円)  
第一項症 一、七九六、〇〇〇 一、八〇九、〇〇〇  
第二項症 一、九三三、五〇〇 一、九四八、七〇〇  
第三項症 一、三九七、〇〇〇 一、四〇七、〇〇〇  
第四項症 一、五三四、五〇〇 一、五四六、七〇〇  
第五項症 一、八三五、〇〇〇 一、八四八、〇〇〇  
第六項症 二、〇一四、〇〇〇 二、〇二八、〇〇〇  
第七項症 一、八三五、〇〇〇 一、八四八、〇〇〇  
3. 傷病扶助料  
傷病恩給の基本年額の増額  
增加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、平成十一年四月分以降、それぞれ次表のとおり〇・七〇%引き上げること。

短期在職者並びに限る傷病者に限る	中期在職者	区 分	現行年額(円)	改定年額(円)
六十五歳以上	六十五歳未満	六十歳以上	一、一二一、〇〇〇	一、一二九、九〇〇
実在職年九年以上	六年以上九年未満	八四一、五〇〇	八四七、四〇〇	八四七、四〇〇
実在職年六年未満		五六一、〇〇〇	五六五、〇〇〇	五六五、〇〇〇

区 分	現行年額(円)	改定年額(円)
第一款症	一、六七〇、〇〇〇	一、六八一、〇〇〇
第二款症	一、八三五、〇〇〇	一、八四八、〇〇〇
第三款症	二、〇一四、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇

官報(号外)

第二款症		一、三四〇、〇〇〇		一、三四九、〇〇〇	
第三款症		一、〇七八、〇〇〇		一、〇八六、〇〇〇	
第四款症		九五二、〇〇〇		九五九、〇〇〇	
<b>(三) 特例傷病恩給</b>					
区分	現行年額(円)	改定年額(円)	区分	現行年額(円)	改定年額(円)
第一項症	四、三一一、八〇〇	四、三五一、一〇〇	第二項症	三、六〇四、七〇〇	三、六〇九、九〇〇
第三項症	二、九七九、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	第四項症	二、三六一、五〇〇	二、三七八、〇〇〇
第五項症	一、九一〇、五〇〇	一、九三三、九〇〇	第六項症	一、五五六、三〇〇	一、五六七、二〇〇
第一款症	一、四一四、七〇〇	一、四一四、六〇〇	第二款症	一、二八七、六〇〇	一、二九六、六〇〇
第三款症	一、〇三五、三〇〇	一、〇四二、五〇〇	第四款症	八三六、六〇〇	八四二、五〇〇
第五款症	七三五、九〇〇	七四一、一〇〇	傷病者遺族特別年金の基本年額の増額		
(H) 基本年額を、平成十一年四月分以後、〇・七〇%引き上げるほか、低額恩給改善の趣旨から一千五百円の上積みを行うこと。		四月分以後、次表のとおり増額すること。			
区分	現行年額(円)	改定年額(円)	区分	現行年額(円)	改定年額(円)
傷病年又は第一款症以上との特例傷病恩給受給者の遺族	三九二、三〇〇	三九六、五〇〇	妻	一九一、〇〇〇	一九三、二〇〇
(I) 基本年額を、次のとおり引き上げること。		8 短期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善			
普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成十一年四月分以後、次表のとおり増額すること。		本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。			
区分	現行年額(円)	改定年額(円)	9 施行期日		
傷病年又は第一款症以上との特例傷病恩給受給者の遺族	三八四、二一〇	三八八、四一〇	この法律は、平成十一年四月一日から施行すること。		
(J) 基本年額を、次のとおり引き上げること。		二 議案の可決理由			
普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成十一年四月分以後、次表のとおり増額すること。		本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。			
区分	現行年額(円)	改定年額(円)	三 本案施行に要する経費		
第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族	二九四、一〇〇	二九七、四〇〇	本案施行に要する経費として、平成十一年度一般会計予算に約八十七億八千三百万円が計上されている。		
(K) 基本年額を、次のとおり引き上げること。		右			
普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成十一年四月分以後、次表のとおり増額すること。		国会に提出する。			
区分	現行年額(円)	改定年額(円)	平成十一年三月九日		
第一款症	二九四、一〇〇	二九七、四〇〇	内閣総理大臣 小渕 恵三		
第二款症	三八四、二一〇	三八八、四一〇	衆議院議長 伊藤宗一郎殿		
第三款症	三八九、三一〇	三九二、三一〇	内閣総理大臣 小渕 恵三		
第四款症	三九二、三一〇	三九六、五〇〇	内閣総理大臣 小渕 恵三		
(L) 基本年額を、次のとおり引き上げること。		内閣総理大臣 小渕 恵三			
普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成十一年四月分以後、次表のとおり増額すること。		内閣総理大臣 小渕 恵三			

平成十一年三月十一日 衆議院会議録第十三号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一一三

(関税定率法等の一部を改正する法律)  
(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第〇八〇五・九〇号中 その他のもの

その他のもの  
一 ライム(キトルス・アウランティフオリ  
アを除く。)

二 その他のもの  
アを除く。)

別表第二二〇八・三〇号中「内容品が」を「アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたもの)を除く。」に改める。

別表第二二〇八・三〇号中「内容品が」を「アルコール分が原産国(政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限るものとし、)その他のものにあつては内容品が」に改める。

別表第一八一一・一九号中 その他のもの

その他のもの

一 四酸化二窒素  
二 その他のもの

別表第二八一五・一〇号中 ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこの無機塩

一 ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこの無機塩

二 その他のもの

四・三% 無税

四・三% 無税

四・三% 無税

四・三% 無税

一 四酸化二窒素  
二 その他のもの

一 ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこの無機塩

二 その他のもの

一 チタン及びその製品(チタンを含む。)

一 チタンの塊、くず及び粉  
二 その他のもの

一 チタン・ニオブ合金のもの  
二 その他のもの

五・一% 無税

別表第八一二二・九九号中 その他のもの  
一 二オブ・チタン合金のもの  
二 その他のもの  
一〇% 無税

(関税法の一部改正)  
第一條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第三条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第四条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第五条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第六条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第七条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第八条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第九条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第十条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第十一条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第十二条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第十三条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

第十四条 第二項中「この条」の下に「並びに附

則第四項及び第五項」を加える。

四 第十三條第二項(還付加算金)に規定する還付加算金の年七・三ペーセントの割合は、同一項(関税定率法第七条第三十五項(関税法の準用)に付用)及び第八条第三十五項(関税法の準用)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合が年七・三ペーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

五 前二項の規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

六 第二条第一項(延滞税)に規定する延滞税の年七・三ペーセントの割合は、同項(とん税法第十条第一項(関税法等の準用)特別とん税法第六条(とん税法の規定の準用))において準用する場合を含む。)及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十条(関税法の準用)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号(概算引率)の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四ペーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ)が年七・三ペーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と附則に次の二項を加える。

七 第二条第一項中「平成十一年三月三十一日」に改める。

八 第五条中「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

九 第六条第一項及び第七条第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

十 第七条第一項中「農業用プラスチサイズン・エスの製造」を削り、「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め

官 報 (号 外)

る

第八条第一項中「平成十二年三月三十一日」を  
「平成十四年二月二十一日」に改める。

第八条の四第五項中「織維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十一号)の規定に

基づきを削り、「産業その他」を「本邦の産業」として、「これらの産業」を「当該産業」に改めること。

別表第一第〇四〇】・一〇弐中「一〇〇トン」を「一一一」、「八〇トン」に改める。

(4) 平成一四年四月一日から平成二五年三月三一日までに輸入されるもの  
別表第一第一七〇九・〇〇号中「平成一一年三月三一日」を「平成二一年三月三一日」に改める。  
一四年四月一日」を「平成二一年四月一日」に改める。  
別表第一第二八・二五項を削る。  
別表第一第五〇・〇二項の次に次の一項を加える。

卷之六

別表第一 第一〇〇五・九〇号中  
もの 無税を削る。

無税  
「を削る。」

二二〇六

その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミート酒等)及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)

二 その他のもの

その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有

(1) 平成二年三月三十日までに輸入されるもの

(2) 平成二二年四月一日から平成二三年三月一日までに輸入されるもの

(3) 平成二年三月一日から平成二年三月三十日までに輸入されるもの

別表第一の五第1108・1109号中(内容品  
が「」を(アルコール分が五〇%以上のもの(リットル未満の容器入りにしたものを除く。)に  
あつては内容品が原産國の政府又は政府代行機  
関により真正なものであると証明されているも  
のに限るものとし、その他のものにあつては内  
容品が「」に改める。

規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、ニオブ・チタン合金、綿紡糸等の関税率の引下げ等を行うとともに、平成十一年三月三十日に適用期限の到来する関税の減免免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税定率法及び関税暫定措置法について、延滞税の軽減等を図るために関税法について、それぞれ所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二  
二条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中閏税法第十三条第一項の改正規定、同法附則第三項の改正規定及び同法附則に二項を加える改正規定 平成十一年一月一

(二) 第二条中関税暫定措置法第八条の第四第五項の改正規定、織維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の廃止の日(平成十一年七月一日)(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の

する暫定関税率について、その適用期限を延長することとする。

### 3 減免税還付制度の適用期限の延長等

平成十一年三月三十日に適用期限の到来する減免税還付制度について、その適用期限の延長等を行うこととする。

### 4 延滞税の軽等

延滞税及び還付加算金の割合等について、当分の間、特別を設けることとする。

### 5 官公署等への協力要請

税関職員が他の官公署等に対し、資料の提供等の協力を要請を行うこととする。

### 6 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 7 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十一年四月一日から施行することとする。

### 二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、二オブ・チタン合金、綿紡糸等の関税率の引下げ等を行うとともに、平成十一年三月三十日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税定率法及び關税暫定措置法について、延滞税の軽等を図るために關税法について所要の改正を行おうとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費	右報告する。
本案施行に伴う平成十一年度における減収見込額は、約一億円である。	
平成十一年三月九日	大蔵委員長 村井 仁 衆議院議長 伊藤宗一郎殿
〔別紙〕	内閣総理大臣 小淵 恵三
関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

第一條 中「関税法(昭和二十九年法律第六十七号)」の下に「、とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)」を、「輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)」の下に「その他関税等に関する法令」を加える。	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の下に「、とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)」を、「輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)」の下に「その他関税等に関する法令」を加える。
第二条 第二項中「「関税法」の下に「第十七条第二項(出港手続)又は」を加える。	第二条 第二項中「「関税法」の下に「第十七条第二項(出港手続)又は」を加える。
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第四条 第二項中「「関税法」の下に「第十七条第二項(出港手続)又は」を加える。	第四条 第二項中「「関税法」の下に「第十七条第二項(出港手続)又は」を加える。
第五条 第二項中「これに」の下に「当該事業年度の」を削り、同条に次の二項を加える。	第五条 第二項中「これに」の下に「当該事業年度の」を削り、同条に次の二項を加える。

第一条 本法律は、公布の日から起算して九月一日に施行する。	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
附 则	議案の目的及び要旨
第一条 本法律は、最近における社会経済情勢の変化に応じて、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るために、関税及びとん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようとするものである。これが、この法律案を提出する理由である。	本法律は、最近における社会経済情勢の変化に応じて、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るために、関税及びとん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようとするものである。
第一条 本法律は、公布の日から起算して九月一日に施行する。	本法律は、最近における社会経済情勢の変化に応じて、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るために、関税及びとん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようとするものである。

官報(号外)

1. 電子情報処理組織により処理される税関手続に関する規定の整備

電子情報処理組織により処理される税関手続に、とん税及び特別とん税に係る手続等を含めるための所要の改正を行うこととする。

2. 財務諸表等に関する規定の整備

通関情報処理センターに財務諸表等の備え置き義務等を設けることとする。

3. 罰則規定の整備

所要の罰則規定の整備を図ることとする。

4. その他

所要の罰則規定を図ることとする。

(一) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日

から施行することとする。

(二) 経過措置

所要の経過措置について定めることとする。

(三) 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢の変化に

対応し、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るために、関税及び内国消費税に係る手続に加え、とん税及び特別とん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようとする等所要の改正を行おうとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十一年度において約十四億円と見込まれている。

右報告する。

平成十一年三月九日

大蔵委員長 村井 仁

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法

律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年一月一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に

伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 小淵 恵三

(一) 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

(二) 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に

伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 小淵 恵三

(三) 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

右

内閣総理大臣 小淵 恵三

2. 前項の規定により出資ができる金額のほか、政府は、機関に対し、四千二百一

万四千八百八十合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により

出資することができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際開発協会及び多数国間投資保証機関に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応じるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

国際開発協会及び多数国間投資保証機関に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応じるための措置を講ずる必

要がある。

理由

国際開発協会に対する追加出資は、全額国債割の重要性にかんがみ、両機関へ追加出資するための措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

国際開発協会に対する追加出資は、全額国債により行うこととしているが、そのうち、平成十一年度現金償還見込額が、同年度一般会計予算の国債費の中に含まれている。

多數国間投資保証機関に対する追加出資のうち、現金による払込分については、平成十一年度一般会計予算に、「多數国間投資保証機関出資」として約四億四千五百万円が計上される。

多數国間投資保証機関に対する出資のうち、現金による払込分については、平成十一年度一般会計予算に、「多數国間投資保証機関出資」として約四億四千五百万円が計上される。

右報告する。

平成十一年三月九日

大蔵委員長 村井 仁

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中小企業經營革新支援法案

右

国会に提出する。

平成十一年一月五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

## 中小企業経営革新支援法

## 第一章 総則(第一条・第二条)

## 第二章 経営革新の支援(第三条・第九条)

## 第三章 経営基盤強化の支援(第十一条・第十三条)

## 第四章 雑則(第十四条・第十九条)

## 第五章 奬罰(第二十条)

## 第六章 附則

## 第一章 総則

## 第二章 罰則

## 第三章 機構組合

## 第四章 協業組合

## 第五章 事業協同組合

## 第六章 事業組合

## 第七章 連合会

## 第八章 商工組合

## 第九章 附則

(目的) この法律は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援するための措置を講じ、あわせて経済的環境の著しい変化により著しく影響を受ける中小企業の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

三 会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 通商産業大臣は、経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならない。

五 通商産業大臣は、運営なく、これを公表しなければならない。

(経営革新計画の承認) 第四条 中小企業者及び組合等(以下「中小企業者等」といふ。)は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画(中小企業者等が第二十九号)第三十四条の規定により設立された社団に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

三 この法律において「経営革新」とは、中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

(経営革新指針) 第二章 経営革新の支援 第三条 通商産業大臣は、中小企業の経営革新に関する指針(以下「経営革新指針」という。)を定めなければならない。

二 経営革新指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 経営的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する事項

二 経営革新の内容に関する事項

三 経営革新の実施方法に関する事項

四 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 組合等が経営革新に係る試験研究のための

三 通商産業大臣は、経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならない。

四 通商産業大臣は、運営なく、これを公表しなければならない。

(経営革新計画の変更等) 第五条 前条第一項の承認を受けた中小企業者等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

三 前項第五号に規定する負担金の賦課をして会社を設立しようとする場合にあっては、合併により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。を作成し、通商産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適切である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、通商産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

三 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業信用保険法の特例) 第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第一百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」とい

費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が経営革新指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確實に遂行するため適切なものであること。

三 前項第五号に規定する負担金の賦課をして会社を設立しようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

四 前項第五号に規定する負担金の賦課をして会社を設立しようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

五 前項第一号から第三号までに掲げる事項が経営革新指針に照らして適切なものであること。

う。)の保険関係であつて、経営革新関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るもの)をい

う。(以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険金額の合計額が 中小企業経営革新支援法第六条第一項に規定する経営革新関連保証(以下「経営革新関連保証」という。)に係る保険関係の保険金額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ	
第三条第一項及び第三条の二第一項	第三条第一項及び第三条の二第一項		
第三条第一項及び第三条の二第一項	第三条第一項及び第三条の二第一項		
当該債務者	当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証	当該債務者

2 中小企業信用保険法第二条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証)に係る保険関係については、一億円」と、四億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)とする。

3 普通保険の保険関係であつて、経営革新連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第三条第一項及び第五条の規定の適用については、同法第二条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(経営革新事業資金

別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資保険及び新事業開拓保険については、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新連保証に係るものについては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有

3 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対して試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行おうとする中小企業者であつて、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者として通商産業大臣が定めるものに該当する旨の確認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたものが、当該承認経営革新計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置にかかるわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第六章 経営基盤強化の支援

(経営基盤強化計画の承認)

第十一条 その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われており、その業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、その業種に属する事業に係

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第八条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一號)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行つた際に資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行つた際に必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有

三 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対する試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めたところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対する試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めたところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行おうとする中小企業者であつて、生産額又は取引額が大幅に減少している中小企業者として通商産業大臣が定めるものに該当する旨の確認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたものについて欠損金を生じた場合は、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の還付について特別の措置を講ずる。

第六章 経営基盤強化の支援

## 官報(号外)

る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種であつて政令で指定するもの(以下「特定業種」という。)に属する事業を行つ中小企業者を構成員とする組合等(以下「特定組合等」という。)は、その構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る新商品・新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその構成員たる特定業種に属する事業を行う中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの(以下「経営基盤強化事業」という。)についての計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、特定業種を指定する政令の施行の日から起算して政令で定める期間を経過する日までにこれを主務大臣に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

## 一 経営基盤強化事業の目標

## 二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期

## 三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

## 四 特定組合等が経営基盤強化事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合においては、その賦課の基準

## 五 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

## 六 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者があること。

(中小企業信用保険法の特例等の規定の準用)

第十二条 第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第二条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一

者の能力を有効かつ適切に發揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであり、かつ、国民経済の健全な発展を阻害するものでないこと。

二 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 前項第四号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

五 当該特定組合等の構成員たる中小企業者であつて当該経営基盤強化事業に係る特定業種に属する事業を行うものの相当部分が当該経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行つものであること。

四 主務大臣は、第一項の特定業種を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき

は、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

(経営基盤強化計画の変更等)

第十三条 特定組合等の構成員たる中小企業者であつて承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、特定組合等又はその構成員たる中小企業者について承認経営革新計画とあるのは、「承認経営基盤強化計画」と読み替えるものとする。

## 第四章 雜則

## (資金の確保)

第十四条 国及び都道府県は、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

## (調査、指導及び助言)

第十五条 行政庁は、承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

2 国及び都道府県は、承認経営革新計画に係る経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

3 国は、承認経営基盤強化計画に係る経営基盤

項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に係るものを受けた中小企業者に係るものについて準用する。

2 第七条の規定は、承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に必要な設備に係る近代化資金貸付金について準用する。

2 第七条の規定は、承認経営革新計画に従つて行われる経営基盤強化事業に必要な設備に係る近代化資金貸付金について準用する。

(報告の微収)

第十六条 行政庁は承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

## (監督行政庁等)

第十七条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める行政庁とする。

一 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる者(第三号において「個別中小企業者」という。)が単独で作成した経営革新計画、当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域に含む都道府県の知事

二 第二条第一項第六号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの(次号において「地区組合」という。)のうちその地区が作成した経営革新計画、当該都道府県の知事

三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの、当該都道府県の知事

四 前二号に掲げる経営革新計画以外のもの、通商産業大臣及び当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業を所管する大

臣

都道府県知事は、第四条第一項又は第五条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認

官 報 (号) 外

に係る経営革新計画を、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に通知するものとする。

(主務大臣) この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び特定業種に属する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十九条 この法律による行政庁(都道府県の知事を除く)及び主務大臣の権限は、政令で定めることにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

第五章 裁判則

第二十条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人にに対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企业近代化促進法等の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)
- 二 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応措置法(平成五年法律第九十二号)
- 三 中小企業近代化促進法等の廃止に伴う経過措置

第三条 前条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法第四条第一項又は第二項の承認を受けた特定商工組合等に関する計画の変更の承認及び取消し並びに報告の徵収については、なお従前の例による。この場合において、同法第十七

条第四項中「審議会」とあるのは、「中小企業政策審議会」とする。

2 前条の規定による廃止前の特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応措置法第三条第一項又は第七条第一項の承認を受けた者に関する臨時措置法第三条第一項又は新分野進出等による経済の構造的変化への適応措置法第三条第一項に規定する承認新分野進出等計画の円滑化に関する臨時措置法第三条第一項又は新分野進出等による経済の構造的変化への適応措置法第三条第一項に規定する承認新分野進出等計画の円滑化に関する臨時措置法第三条第一項に規定する特例中小企業者を除く)又は同法第八条第一項に規定する承認事業開始計画に従って事業を行う者に関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長、新分野進出等関連保証、海外事業関連保証又は新分野事業関連保証についての中小企業信用保険法の特例及び報告の徵収並びに同法第五条第一項に規定する特例中小企業者に関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証、海外事業関連保証又は新分野事業関連保証についての中小企業信用保険法の特例及び報告の徵収については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第四条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

1 第十九条第一項中「及び中小企業近代化審議会」を削り、「以下」の下に「この条から」を加え、同項第三号を削り、同条第二項を次のよう改める。

2 近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 次のイ又はロに掲げる事項

イ 製造業にあつては、目標年度における製品の性能又は品質、生産費その他の近

2 代化の目標及び製品の供給の見通し

3 げる事項に準ずる事項

二 新商品又は新技术の開発、設備の近代化、生産又は経営の規模又は方式の適正化、競争の正常化又は取引関係の改善その他の近代化の目標を達成するために必要な

三 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全その他の近代化に際し配慮すべき重要な事項

第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従って事業を行う者(同法第五条第一項に規定する特例中小企業者を除く)又は同法第八条第一項に規定する承認事業開始計画に従って事業を行う者に関する中小企業近代化促進法第七条第二項又は第十七条第二項を第七項又は第十一項に「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二項の次に次の十一項を加える。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により近代化計画を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者又は当該沖縄の中小企

業者を直接若しくは間接の構成員(以下この条から第二十一条までにおいて単に「構成員」という)とする団体に対し、必要な指導を行なうものとする。

4 関係行政機関の長は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、沖縄振興開発審議会の意見を聴いて、近代化計画を変更するものとする。

5 第二項の規定は、前項の規定により近代化計画を変更した場合について準用する。

6 関係行政機関の長は、近代化計画に定める沖縄の中小企業の近代化の目標を達成するため、当該近代化計画に定める生産若しくは經營の規模若しくは方式の適正化に関する事項又は競争の正常化若しくは取引関係の改善に関する事項に關し、当該指定業種に属する事業を行う沖縄の中小企業者が相互に協力して事業活動を行うことが特に必要であると認めるとときは、当該沖縄の中小企業者又は当該沖縄の中企業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

7 関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該勧告に係る事項の実施が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該沖縄の中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行う者又は当該事業を行う者を構成員とする団体の事業活動にあると認めるときは、当該事業を行う者又は当該事業を行う者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

8 関係行政機関の長は、前項の勧告をしようとするときは、沖縄振興開発審議会の意見を聴かなければならない。

9 関係行政機関の長は、政令で定めるところにより、指定業種に属する事業(以下この条及び次条において「指定事業」という)を行う

沖縄の中小企業者に対し、その者が指定事業を行う他の法人である中小企業者と合併し、又は指定事業を行う他の法人である中小企業者に対する出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者とともに出資して指定事業を行なう法人(会社又は企業組合に限る)を設立することにより、当該指定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進され、かつ、当該沖縄の中小企業者が当該指定事業に係る近代化計画に定める近代化の目標に達することとなると認められる旨の承認を

することができる。

10 関係行政機関の長は、前項の規定による出資をする沖縄の中小企業者であつて法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該沖縄の中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の行なう指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認を併せてすることができる。

11 関係行政機関の長は、近代化計画を定め又は近代化計画の円滑な実施を確保するため当該指定業種に属する沖縄の中小企業の実態を



<p>「聽かなければ」に改める。          (中小売商業振興法の一部改正)</p> <p>第九条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律 第二百一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三項中「中小企業近代化審議会」を 「中小企業政策審議会」に、「きかなければ」を 「聽かなければ」に改める。</p> <p>(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律等の一部改正)</p>
<p>第十一条 次に掲げる法律の規定中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に改める。</p> <p>一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)</p> <p>第二条第三項</p> <p>二 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第三条第三項</p> <p>三 商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第三条第三項</p> <p>四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第三条</p> <p>五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第四条第四項</p> <p>(中小企業庁設置法の一部改正)</p> <p>第十二条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第一項第七号の三中「中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)及び」を削り、「下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第二百四十五号)」の下に「及び中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第二百一号)」を加え、同項中第七号の五を削り、第七号の六を第七号の五とし、第七号の七を第七号の六とする。</p>

## 理由

経済的環境の変化に即応した中小企業の創意ある向上発展が、我が国経済の健全な発展を図る上

で重要なことにはかんがみ、中小企業の経営革新及び将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化についてこれらを支援するために必要な中小企業信用保険法の特例措置、中小企業投資育成株式会社法の特例措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 中小企業経営革新支援法案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の目的及び要旨

本案は、経済的環境の変化に即応した中小企業の創意ある向上発展が、我が国経済の健全な発展を図る上で重要なことにはかんがみ、中小企業の経営革新及び将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化について、これらを支援するため必要な中小企業信用保険法の特例措置その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律における「中小企業者」とび組合等の定義をする。
- 2 この法律において「経営革新」とは、中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 通商産業大臣は、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴いて、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する審議会の意見を聴いて、経営革新指針を定めるものとする。
- 4 経営革新指針に基づき、経営革新に関する計画を作成し行政庁の承認を受けた中小企業者及び組合等に対し、中小企業信用保険の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、課税の特例等の措置を講ずるものとする。
- 5 経済的環境の著しい変化による影響を受け、生産額又は取引額が相当程度減少し、又

<p>6 国等は、経営革新又は経営基盤強化のための事業に必要な資金の確保に努めるものとする。</p> <p>7 行政庁は、経営革新計画に従つて事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとし、国等は、経営革新計画又は経営基盤強化計画に係る事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>8 この法律における行政庁等及び主務大臣について定めるとともに、その権限の委任について定める。</p> <p>9 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、その他、中小企業近代化促進法及び特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の廃止、関係法律の整備、所要の経過措置等について定める。</p> <p>10 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、その他、中小企業近代化促進法及び特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の廃止、関係法律の整備、所要の経過措置等について定める。</p> <p>11 本案は、中小企業の経営革新及び将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化について、これらを支援するために必要な措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>12 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>13 本案施行に要する経費</p> <p>14 平成十一年度一般会計予算に、中小企業経営革新対策費補助金等として十八億円が計上されている。</p>
---

平成十一年三月十日

商工委員長 古賀 正浩

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

中小企業経営革新支援法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 経営革新支援に係る法の運用に当たっては、「新たな事業活動」や「相当程度の経営の向上」の基準について、幅広い中小企業が経営革新計画に基づく支援措置を受けられるように配慮すること。

二 経営革新計画における記載事項については、特に「経営の向上の程度を小す指標について、中小企業者にとって分かりやすいものとするよう努めること。

三 本法の運用に当たっては、計画申請の様式や方法を簡便化するなど、利用者の利便性に配慮したものとすること。

また、中小企業者等がこれらの各種支援策を十分活用できるよう、その周知徹底を図ること。

四 経営基盤強化計画の特定業種の指定についても、必要に応じて施策の充実に努めること。

五 中小企業における信用保証の重要性にかんがみ、今後とも信用保証制度の充実に努めることとし、特に、中小企業の資金繰り難の解消に大きな効果をあげている金融安定化特別保証制度については、保証状況の推移を注視しつつ機動的かつ適切に対応すること。

中小企業総合事業団法案

右

国会に提出する。

平成十一年一月五日

内閣総理大臣 小渊 恵三

## 中小企業総合事業団法

長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 1 第二章 総則(第一条~第八条)  
2 第二章 役員等(第九条~第二十条)  
3 第三章 業務(第二十一条~第二十三条)  
4 第四章 財務及び会計(第二十四条~第四十三  
条)

- 5 第五章 監督(第四十四条~第四十五条)  
6 第六章 償則(第四十六条~第四十九条)  
7 第七章 罰則(第五十条~第五十二条)

- 附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 中小企業総合事業団は、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するため必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするために債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを実施し、あわせて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行ふとともに、小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)及び中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の規定による共済制度の運営等を行い、もって中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)  
第一条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 1 資本の額又は出資の総額が一億円以下の場合並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他業種(次号に掲げる業種を除く。)に専する事業を主たる事業として営むもの  
2 三号の政令で定める業種を除く。)に専する事  
業を主たる事業として営むもの

## 二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に専する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の

## 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、

政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金又は同条第一項の融資基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

4 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を增加するものとする。

5 事業団は、前項の規定による出資があるときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

- (登記)  
第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。  
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。  
(名称の使用制限)  
第七条 事業団でない者は、中小企業総合事業団という名前を用いてはならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

- 2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受け、理事長が任命する。  
(役員の任期)  
第十二条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は一年とする。

2 役員は、再任されることができる。  
(役員の欠格条件)  
第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

- 2 役員は、再任されなければならない。  
(役員の解任)  
第十四条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることがない者に該当するに至ったときは、それは、その役員を解任しなければならない。

- 2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任しなければならない。  
1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長が定めることにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその業務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事長は、理事長が定めるところにより、理事事は、理事長が定めるところにより、理事

- 3 理事長は、理事長が定めるところにより、理事事は、理事長が定めるところにより、理事

3 理事長は、理事長が定めるところにより、理事事は、理事長が定めるところにより、理事



化に寄与する事業、同号ハの中⼩企業構造の高

度化を⽀援する事業並びに同項第三号及び第四号に掲げる業務の範囲は、政令で定める。

4 事業団は、事業年度とに、第一項第八号の規定による保険にあっては保険価額の総額につ

いて、同項第九号の規定による貸付けにあっては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保険又は貸付けを行うことができない。

5 第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務は、同項第十一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する事業団の資産の安全で効率的な運用を書しない範囲内で行わなければならない。

6 事業団は、第一項第十七号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（事業の委託）  
第二十一条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 前条第一項第三号に掲げる業務のうち同項第二号イ、ハ及びニに掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）

二 前条第一項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

三 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込手当金の支給に関する業務

四 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

五 前条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

六 中小企業倒産防止共済事業に係る手当金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

七 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地

方公共団体その他の政令で定める者に対し、前条第一項第三号に掲げる業務のうち同項第一号ロに掲げるものの一部を委託することができる。

3 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて定められた基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びに調査、広報その他の業務（同項に規定するものを除く。）の一部を委託することができる。

4 前三项に規定する者は、他の法律の規定にかかるわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

5 第一項の規定により同項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）  
第二十二条 事業団は、第二十一条第一項に規定する業務について、当該業務の開始の際、業務方書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。（業務方法書）

第一二三条 事業団は、第二十一条第一項に規定する業務について、当該半期の開始前に、主務大臣の認可を受ける。

（特定保険等業務）  
第二十四条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第四章 財務及び会計  
(事業年度)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、第二十一条

第一項各号に掲げる業務（同項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下この条から第三十二条まで、第三十七条第一項、第四十条第一項、第一項及び第七項、第四十一項並びに第四十三条において「特定保険等業務」という。）を除く。）に關し、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業

年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、事業年度の半期ごとに、特定保険等業務に關し、事業計画及び資金計画を作成し、当該半期の開始前に、主務大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（特定保険等業務に関する予算等）  
第二十六条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に關し、予算を作成し、主務大臣を經由して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 特定保険等業務に關する予算には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の特定保険等業務に関する事務に関する予定損益計算書及び予定貸借対照表

二 前前年度の特定保険等業務に關する損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の特定保険等業務に関する予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 その他当該特定保険等業務に關する予算の

の手続については、大蔵大臣が定める。

4 大蔵大臣は、第一項の規定により特定保険等業務に關する予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

5 内閣は、特定保険等業務に關する予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その特定保険等業務に關する予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

6 前項の規定により国会に提出する特定保険等業務に關する予算には、第一項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

7 特定保険等業務に關する予算は、予算総則及び收入支出予算とする。

8 前項の予算総則においては、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 保険価額の総額及び貸付金の総額の限度額

二 前号に掲げるもののほか、特定保険等業務に關する予算の執行に關する必要な事項

三 第七項の收入支出予算における收入は、貸付金の利息その他資産の運用に係る收入、収入保険料、回収金及び附屬収入とし、支出は、支払保険金、事務取扱費、業務委託費及び附屬諸費用とする。

4 第七項の收入支出予算は、収入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項目に区分する。

5 第一項に規定するものを除くほか、特定保険等業務に關する予算の形式及び内容は、大蔵大臣が、主務大臣と協議して定める。

6 事業団は、予見し難い特定保険等業務に關する予算の不足に充てるため、特定保険等業務に關する予算に予備費を計上することができる。

7 特定保険等業務に關する予算の議決に關しては、國の予算の議決の例による。

8 内閣は、特定保険等業務に關する予算が国会

3 前項に規定するもののほか、第一項の業務方書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

4 特定保険等業務に關する予算の作成及び提出

5 前項に規定するもののほか、第一項の業務方書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

6 中小企業倒産防止共済事業に係る手当金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

7 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

8 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

9 中小企業倒産防止共済事業に係る手当金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

10 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

11 中小企業倒産防止共済事業に係る手当金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

12 中小企業倒産防止共済事業に係る手当金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

13 中小企業倒産防止共済事業に係る手当金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

14 中小企業倒産防止共済事業に係る手当金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

官報(号外)

- の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を事業団に通知する。
- 15 事業団は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、特定保険等業務に関する予算を執行することができない。
- 16 大蔵大臣は、第十四項の規定による通知があつたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。
- 17 事業団は、第十四項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けたところに従い、収入にあつては項目を以て、支出にあつては項目(予備費の項を除く)を目に区分し、その特定保険等業務に関する予算を主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その区分の承認を受けなければならぬ。
- 18 大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。
- 19 事業団は、特定保険等業務に関する予算の作成後に生じた事由に基づき特定保険等業務に関する予算に変更を加える必要がある場合には、特定保険等業務に関する補正予算を作成し、これにより変更した第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の特定保険等業務に関する予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く)を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。ただし、特定保険等業務に関する予算の追加に係る特定保険等業務に関する補正予算は、特定保険等業務に関する予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。
- 20 第三項から第十一項までの規定は、特定保険等業務に関する予定損益計算書について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十九項」と、第六項中「第二項各号」に掲げる」とあるのは「第十九項に規定する」と読み替える

- ものとする。
- 21 事業団は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る特定保険等業務に関する暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該特定保険等業務に関する予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。
- 22 第三項から第十一項までの規定は、特定保険等業務に関する暫定予算について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第二十一項」と、第六項中「第二項各号」に掲げる」とあるのは「第二十一項に規定する」と読み替えるものとする。
- 23 特定保険等業務に関する暫定予算は、当該事業年度の特定保険等業務に関する予算に基づいて作成したものとみなす。
- 24 第二十七条 事業団は、特定保険等業務に関する予算について、当該特定保険等業務に関する予算の各項に定める目的のほかに使用してはならない。
- 25 第二十八条 事業団は、特定保険等業務に関する予算に定める各項の経費の金額については、各項の間において相互に移用することができない。ただし、特定保険等業務に関する予算の執行上の必要に基づきあらかじめ特定保険等業務に関する予算をもって国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を受けて移用することができます。
- 26 事業団は、特定保険等業務に関する予算の各目のうち大蔵大臣の指定する各目の経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、

- 4 事業団は、第一項ただし書又は第二項の規定により移用又は流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。
- 5 大蔵大臣は、第一項ただし書、第二項又は第三項の規定による移用又は流用について承認をしたときは、その旨を事業団及び会計検査院に通知しなければならない。
- 6 第一項ただし書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、特定保険等業務に関する収入支出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、第一項ただし書又は第二項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、その理由を記載しなければならない。
- 7 事業団は、特定保険等業務に関する予算の予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を受けなければならない。ただし、特定保険等業務に関する予算の各日の経費に送付し、その承認を受けなければならない。うち大蔵大臣が毎事業年度指定する各日の経費に特定保険等業務に関する予算の予備費を使用しようとする場合には、自らその使用を決定することができる。
- 8 事業団は、前項ただし書の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。
- 9 第七項の規定による承認又は決定があつたときは、その承認又は決定に係る予備費使用書に掲げる経費については、第二十六条第十四項の規定による特定保険等業務に関する予算の通知があつたものとみなす。

- 10 (特定保険等業務に関する決算の完結)  
第三十九条 事業団は、毎事業年度の特定保険等業務に関する決算を翌年度の五月三十日までに完結しなければならない。
- 11 事業団は、第一項ただし書又は第二項の規定により予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該特定保険等業務に関する予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。
- 12 事業団は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表を官報に公告し、かつ、当該承認に係る財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。(特定保険等業務に関する財務諸表、決算報告書等の作成等)
- 13 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に関する監事の意見を付して、特定保険等業務に関する決算の完結後一月以内に主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 14 事業団は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表を官報に公告し、かつ、当該承認に係る財務諸表及び附属明細書並びに特定保険等業務に関する業務報告書並びに同項の監事の意見を

記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。
- 4 事業団は、特定保険等業務に関する決算の完結後第一十六条第十項及び第十七項に規定する特定保険等業務に関する予算の区分に従い、毎事業年度の特定保険等業務に関する決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、是滞なく主務大臣を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

- 5 大蔵大臣は、前項の規定により特定保険等業務に関する決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
- 6 事業団は、第四項の規定による提出を行ったときは、是滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置いて、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 第四項の決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。
- 8 内閣は、第五項の規定により特定保険等業務に関する決算報告書の送付を受けたときは、第四項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。
- 9 内閣は、会計検査院の検査を経た特定保険等業務に関する決算報告書に第四項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。
- 10 大蔵大臣は、事業団の特定保険等業務に関する予算の執行の適正を期すため必要があると認めるときは、事業団に対し特定保険等業務に関する収支の実績若しくは見込みについて報告

を求め、又は事業団の特定保険等業務に関する予算の執行状況について実地監査を行うことができる。

## (区分経理)

- 第二十二条 事業団の經理については、次の各号に掲げる業務ことに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第二十一条第一項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びに同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務。
- 二 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務。
- 三 第二十一条第一項第十一号から第十三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務。

- 3 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益があるときは、その不足額は、繰越欠損金と当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による第三十六条第一項の中、中小企業信用保険準備基金(以下この条において「融資基金」という)の額がなされているときは、その利益を附則第五条第六項の規定により中小企業信用保険準備基金及び融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで前条第一項第二号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融資基金の状況等を勘査して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。

- 4 事業団は、前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。
- 5 第三条の規定による積立金は、前項の規定により前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に

における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

## 6 第三項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第四項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、事業団は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。

- 7 事業団は、前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第三項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により同項ただし書の規定により同勘定に積立金として積み立てた額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

- 8 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 9 第三項の利益の計算の方法並びに第七項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

- (出資資金)
- 第三十四条 事業団は、第二十一条第一項第四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下この条において「出資業務」という)に関する会計については、政令で定める。

- 10 第二十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に出资資金を設けるものとする。
- 11 事業団は、前項の出資資金(以下この条において「出資資金」という)に係る經理については、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定における他の經理と区分して整理しなければならない。

- 3 事業団は、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において前条第一項に規定する

残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を出資資金に充てることができる。

4 出資資金の運用によって生じた利子その他出資資金の運用又は使用に伴い生ずる收入は、出資業務に必要な資金又は出資資金に充てるほか、出資業務の遂行に支障の生じない範囲において、第二十一条第一項第一号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

5 おいて、第二十一条第一項第一号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

(新事業開拓促進資金)

第三十五条 事業団は、第二十一条第一項第五号から第七号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下この条において「新事業開拓促進業務」という。)に関する同項第一号に掲げる業務に係る勘定に新事業開拓促進資金を設けるものとする。

2 事業団は、前項の新事業開拓促進資金(以下この条において「新事業開拓促進資金」という。)に係る經理については、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定における他の經理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において第三十三条第一項に規定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を新事業開拓促進資金に充てることができる。

4 新事業開拓促進資金の運用によって生じた利子その他新事業開拓促進資金に充てるほか、新事業開拓促進業務の遂行に支障の生じない範囲において、第二十一条第一項第一号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

5 事業団は、第二十一条第一項第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務に係る勘定に新事業開拓促進資金を設け、附則第五条第六項の規定により中小企業信用保険準備基金を充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 事業団は、第二十一条第一項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務に係る勘定に新事業開拓促進資金を設け、附則第五条第六項の規定により取得した有価証券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 第二項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般的なものとして政令で定める方法により、第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治二十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する事務は、政令で定められる。

(債務保証)

第三十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかると、国際開発銀行の譲り受けたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

3 前項に規定する基金の經理に関しては、政令の定めるところによる。

(借入金及び中小企業総合事業団債券)

第三十七条 事業団は、第二十一条第一項各号に掲げる業務(特定保険等業務を除く。)に必要な費用に充てるため、通商産業大臣の認可を受け、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は

5 中小企業総合事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年

度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第二項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 事業団は、第一項の規定にかかわらず、安全かつ効率的なものとして政令で定める方法により、第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

6 事業団は、第一項第一号の規定により取得した有価証券は、次のものに運用することができる。

7 事業団は、運用方法を特定する金銭信託について準用する。

2 事業団は、外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。への預託

1 信託会社又は信託業務を行う銀行への信託

4 第二項第一号の規定により取得した有価証券は、次のものに運用することができる。

2 事業団は、外国証券会社に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受ければならない。

5 事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券を信託会社に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受ければならない。

6 事業団は、四半期ごとに第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 事業団は、特定保険等業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(会計帳簿)

第四十一条 事業団は、主務大臣の定めるところにより、特定保険等業務に關し、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。



ときは、通常なく、その旨を通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 事業団は、前条第二項の規定による届出があつたときは、平成十一年七月一日に成立する。

(中小企業信用保険公庫の解散等)

第五条 中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。)は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。

2 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。

3 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、公庫の解散の日の前日に終わるものとする。

4 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号。以下「旧公庫法」という。)第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十日」とあるのは、「平成十一年八月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の」とあるのは、「平成十一年」とする。

5 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理並びに国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三条第五項及び附則第三十六条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十一年法律第二百五十一号。以下この条において「旧破綻金融機関等」といふ。)の規定による改正後の機械類信用保険法第十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用は、同法第十七条中「翌年度の」とあるのは、「平成十一年」とする。

6 第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際に、旧公庫法第二十二条第一項の中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、同条第二項の融資基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、附則第二十八条の規定による改正前の機械類信用保険法(昭和二十六年法律第二百五十八号)第十二条第一項の機械類信用保険運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、附則二十一條第一項の織維人材育成基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

7 第一項の規定により事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際に、附則第二十四条の規定による廃止前の織維ものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府から事業団に、第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金、同条第二項の融資基金、附則第二十八条の規定による改正後の機械類信用保険法第十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用は、同法第十七条中「翌年度の」とあるのは、「平成十一年」とする。

8 第一項の規定により協会が解散した場合には、解散の登記については、政令で定める。(中小企業事業団の解散等)

第七条 中小企業事業団は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

7 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(織維産業構造改善事業協会の解散等)

第六条 織維産業構造改善事業協会(以下「協会」という。)は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

7 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合は、その時において事業団が承継する。

日に終わるものとする。

4 中小企業事業団の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける中小企業事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際、附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)以下「旧中小企業事業団法」という)第二十八条の二第一項の出資資金に充てるべきものとして政府から出資される出資金に相当する金額及び附則第三十七条の規定による改正前の新事業創出促進法(平成十年法律第一百五十二条)以下「旧新事業創出促進法」という)第六条第一項の創業促進資金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、政府から事業団に、第三十四条第一項の出資資金及び第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

6 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、それぞれ、前項の規定により第三十四条第一項の出資資金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及びその承継の際旧中小企業事業団法第二十八条の二第一項の出資資金に充てられている金額(当該出資資金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額を除く)の合計額に相当する金額は、第三十四条第一項の新事業開拓促進資金により第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及びその承継の際旧新事業創出

促進法第六条第一項の創業促進資金に充てるられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額を除く)の合計額に相当する金額は第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てられたものとする。

7 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける旧中小企業事業団法附則第七条第五項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において第三十三条第一項の規定による積立金と区別して、積み立てなければならない。

8 第一項の規定により中小企業事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第九条 前条第一項の規定により事業団に承継される中小企業事業団の長期借入金又は中小企業事業団債券に係る債務について旧中小企業事業団法第三十条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は中小企業事業団債券に係る債務について従前の職員として在職した者で、昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)以下「この条において「昭和五十四年改正法」という)附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するもの(以下「この条において「旧中小企業事業団」という)の職員となつたもの

の条件により存続するものとする。  
(非課税)  
2 前項の中小企業事業団債券は、第三十七条の正項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

第十条 旧中小企業事業団法附則第六条第一項の規定による解散前の中小企業共済事業団又は旧中小企業事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の中小企業振興事業団の解散の際に現に該当する公庫基金の加入員であつた期間を除く)に係る退事業所に使用される公庫基金の加入員であつた者であつて当該加入員の資格を喪失したもの(同項に規定する脱退事業所に使用される公庫基金の支給に関する権利義務を移転することができる)。

2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合には、公庫基金は、事業団基金に申し出て、脱退事業所に使用される公庫基金の加入員であつた者であつて当該加入員の資格を喪失したもの(同項に規定する脱退事業所に使用される公庫基金の加入員を除く)のうち次項の同意をした者に係る公庫基金の加入員であつた期間を除く)に係る年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる公庫基金の加入員であつた期間を除く)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

3 公庫基金が前項の規定により当該公庫基金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

4 公庫基金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事業主の全部及び当該脱退事業所に使用される公庫基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに公庫基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(厚生年金基金間の権利義務の移転)

第十一條 公庫の事業所又は事務所を厚生年金保険法(昭和十九年法律第百十五号)第百十七条第三項に規定する設立事業所(以下「設立事業所」という)とする厚生年金基金(以下「公庫基

金」という)は、事業団の事業所又は事務所を事業団の成立の日に設立事業所とすることとなる厚生年金基金(以下「事業団基金」という)に申し出て、公庫基金の設立事業所(以下この条において「脱退事業所」という)に使用される公庫基金の加入員に係る公庫基金の加入員であつた期間(厚生年金基金合会がその支給に関する権利義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる公庫基金の加入員であつた期間を除く)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

3 附則第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法

り権利義務の移転の申出があったときは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

### 6 事業団基金は、前項の規定により権利義務を承継しようとするときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7 事業団基金が第五項の規定により権利義務を承継したときは、事業団基金に年金たる給付の支給に関する権利義務が承継された者の公庫基金の加入員の加入員であった期間は、事業団基金の加入員であった期間とみなす。

**第十二条 厚生年金保険法第百六十条第一項の規定により同項に規定する中途脱退者による年金たる給付の支給に関する義務を厚生年金基金連合会に移転した公庫基金につき前条第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があつた公庫基金の当該権利義務を承継する厚生年金の加入員となつたときは、同法第百六十五条第一項中「再びもの基金」とあるのは、「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第二号)附則第十一項第一項の規定により権利義務を移転した同項に規定する公庫基金の当該権利義務を承継する基金」と読み替えて、厚生年金保険法第百六十一条の規定を適用する。**

**2 前項に規定する者については、厚生年金保険法第百四十二条第四項ただし書及び第百四十三条规定第七項ただし書の規定は、適用しない。**

**3 第一項に規定する場合において、公庫基金が厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十一号。以下「法律第六十一号」といいう。)附則第一条ただし書に規定する一部施行日以後に法律第六十一号による改正後の厚生年金保険法第百六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて法律第六十一号附則第二条第一項に規定する旧厚生**

年金適用者である者については、法律第六十一号附則第五条第二項中「第百六十二条の二まで」とあるのは、「第百六十二条の二まで並びに中

小企業総合事業団法(平成十一年法律第二号)附則第十二条第一項及び第二項」とする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

### 第十三条 この法律の施行の際現に中小企業総合

事業団といふ名称を使用している者について

は、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

### 第十四条 事業団の最初の事業年度は、第二十四

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十二年三月三十日に終わるものとする。

### 2 事業団の最初の事業年度の第一の半期は、そ

の成立の日が始まり、平成十一年九月三十日に終るものとする。

### 第十五条 事業団の最初の事業年度の第二十一条第一項各号に掲げる業務(同項第八号及び第九

号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。)に関する予算、事業計画及び資金計

第一項各号に掲げる業務(同項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。)に関する予算、事業計画及び資金計

第一項各号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。)に関する予算、事業計画及び資金計

(出資資金の運用又は使用の特例)

**第十七条 事業団は、当分の間、第二十二条第一項第二号又は第三号に掲げる業務(以下「貸付等業務」という。)の遂行上必要があるときは、同項第四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務合において、事業団は、後日、当該貸付等業務に必要な資金に充てることができる。この場合において、事業団は、後日、当該貸付等業務に必要な資金に充てた金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同項の出資資金に充てるものとする。**

### (織維信用基金)

**第二十条 事業団は、附則第十八条第二項に規定する旧織維法第四十条第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に開設する織維振興基金を設け、附則第六条第五項の規定により織維振興基金に充てるべきものとして織維事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額及び同項第六項の規定により織維振興基金に充てるべきものとして政府から出えんがあつたものとされた金額をもってこれを充てるものとする。**

**2 前項第一項の規定は、前項の織維振興基金に準用する。**

**第二十二条 事業団は、附則第十八条第二項に規定する旧織維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に開設する織維人材育成基金を設け、附則第六条第五項の規定により織維人材育成基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同項第六項の規定により織維人材育成基金を設け、附則第六条第五項の規定により織維人材育成基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれを充てるものとする。**

**2 前項第一項の規定は、前項の織維人材育成基金に準用する。**

**第二十二条 附則第十八条の規定により事業団の業務が行われる場合には、第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び附則第十八条に規定する業務(以下「織維関係業務」という。)」と、主務大臣とあるのは「主務**

**大臣(織維関係業務に係るものについては、通商産業大臣)」と、第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「を除く。」及び織維関係業務」と、「三十**

**二条第一項第一号中「附帯する業務」とあるのは**

**第十八条 事業団は、第二十二条第一項に規定する業務のほか、この法律の施行前に協会が締結した債務保証契約に係る旧織維法第四十条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。**

**2 事業団は、当分の間、第二十二条第一項及び前項に規定する業務のほか、旧織維法第四十条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行ふ。**

**(織維信用基金)**

**第十九条 事業団は、前条第一項に規定する業務に関する織維信用基金を設け、附則第六条第五**

**項の規定により織維信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同項第六項の規定により織維信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額に充てるべきものとして政府の組織する団体から出えんがあつたものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれを充てるものとする。**

**2 附則第十九条第二項の規定は、前項の織維人材育成基金に準用する。**

**第二十二条 附則第十八条の規定により事業団の業務が行われる場合には、第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び附則第十八条に規定する業務(以下「織維関係業務」という。)」と、主務**

**大臣(織維関係業務に係るものについては、通商産業大臣)」と、第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「を除く。」及び織維関係業務」と、「三十**

**二条第一項第一号中「附帯する業務」とあるのは**



官 報 (外)

号)第二十二条第一項第十二号に改める。  
第十六条の三第一項中「中小企業事業團法」  
二十一項第六号を「中小企業総合事業團  
法第二十一項第十二号」に改める。  
(小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置)  
第三十一条前条の規定の施行前に同条の規定に  
よる改正前の小規模企業共済法の規定によつて  
した共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減  
少の中込みその他の手続は、同条の規定による  
改正後的小規模企業共済法の規定によつてした  
ものとみなす。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第三十二条中小企業倒産防止共済法の一部を次  
のように改める。

第一条第一項中「中小企業事業團」を「中小企  
業総合事業團」に改める。  
(中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経  
過措置)

第三十三条前条の規定の施行前に同条の規定に  
よる改正前の中小企業倒産防止共済法の規定に  
よつてした共済契約の申込み、掛金月額の増加  
又は減少の中込みその他の手続は、同条の規定  
によつてしたものとみなす。

(特定中小企業者の新分野進出等による経済の  
構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置  
法の一部改正)

第三十四条特定中小企業者の新分野進出等によ  
る経済の構造的変化への適応の円滑化に関する  
臨時措置法(平成五年法律第九十三号)の一部を  
次のように改定する。

第八条第七項中「中小企業信用保険公庫」を  
「中小企業総合事業團」に改める。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨  
時措置法の一部改正)

第三十五条中小企業の創造的事業活動の促進に  
関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の  
一部を次のように改定する。

第八条の二第一項中「中小企業信用保険公庫  
(以下「公庫」という。)」を「中小企業総合事業團  
(以下「事業團」という。)」に改める。  
第八条の三第一項中「公庫」を「事業團」に改め  
る。

第十四条の十一第一項中「公庫は、中小企業  
信用保険公庫法(昭和三十二年法律第九十三号)  
第一項に、「公庫と」を「事業團と」に改め、同  
条第五項中「中小企業信用保険公庫法」を「中小  
企業総合事業團法」に、「第十八条第一項第一  
号」を「第二十二条第一項第八号」に、「第二十六  
条第一項及び第二十八条第一項」を「第四十四条  
第一項及び第四十五条第一項」に改める。

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に  
係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部  
改正)

第三十六条破綻金融機関等の融資先である中堅  
事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置  
法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業信用保険公庫(以下  
「公庫」という。)」を「中小企業総合事業團(以下  
「事業團」という。)」に、「公庫と」を「事業團と」  
に改める。

第四条第一項及び第二項並びに第六条中「公  
庫」を「事業團」に改める。

第七条の見出し中「公庫」を「事業團」に改め、  
同条中「公庫は、中小企業信用保険公庫法(昭和  
三十三年法律第九十三号)第十八条第一項」を  
「事業團は、中小企業総合事業團法(平成十一年  
法律第十一号)第二十二条第一項」に改める。

第八条の見出しを「業務方法書」に改め、同  
条第一項中「公庫」を「事業團」に、「業務の方法  
を定め」を「業務方法書を作成し」に改め、同条  
第二項中「前項の業務の方法」を「前項の業務方  
法書」に、「定めておかなければならぬ」を記  
載しなければならない」に改める。

第九条第一項中「公庫」を「事業團」に改め、  
「設け」の下に「中小企業総合事業團法附則第五  
条第六項の規定により準備基金に充てるべきも  
のとして政府から出資があったものとされた金  
額及び」を加え、同条第二項及び第三項中「公  
庫」を「事業團」に改める。

第十条第一項から第三項までの規定中「公庫」  
を「事業團」に改め、同条第五項中「公庫の資本  
金は、前条第三項、中小企業信用保険公庫法第  
四条第一項及び第二項、機械類信用保険法の一  
部を改定する法律(昭和五十九年法律第二十号)  
附則第三条第二項後段並びに機械類信用保険法  
(昭和三十六年法律第百五十六号)第十三条第三  
項の規定にかかわらず」を「事業團は」に改め、  
「により」の下に「資本金を」を加え、同条第六項  
中「公庫」を「事業團」に改め、同条第九項を削  
る。

第十一条を次のように改める。

(中小企業総合事業團法の特例)

第十二条第七条の規定により事業團の業務が  
行われる場合には、中小企業総合事業團法第  
二十五条第二項中「特定保険等業務」とあるの  
は「特定保険等業務及び破綻金融機関等の融  
資先である中堅事業者に係る信用保険の特例  
に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十  
一号)第七条に規定する業務(以下「破綻金融  
機関等関連特別保険等業務」という。)」と、  
「主務大臣」とあるのは「主務大臣(破綻金融機  
関等関連特別保険等業務に係るものについて  
は、通商産業大臣及び大蔵大臣)」と、同法第  
二十二条第一項から第八項まで、第十一項か  
ら十五項まで、第十七項及び第十九項から  
第二十三項まで、第二十七条、第二十八条第  
一項、第二項、第六項、第七項及び第九項、  
第二十九条、第三十一条(第三項、第六項及  
び第七項を除く。)、第四十条第七項、第四十  
一条及びに第四十二条中「特定保険等業務」と  
あるのは「特定保険等業務及び破綻金融機  
関等の融資先である中堅事業者に係る

第一項、第十二項、第十四項、第十七項、第  
十九項及び第二十一項、第二十八項第四項、  
第七項及び第八項、第三十一項(第三項、第六項及  
び第七項を除く。)、第四十条第七項、第四十  
一条及びに第四十二条中「特定保険等業務」と  
あるのは「特定保険等業務及び破綻金融機  
関等の融資先である中堅事業者に係る

等関連特別保険等業務」と、同法第十二項、第  
十九項及び第二十一項、第二十八項第四項、  
第七項及び第八項、第三十一項(第三項、第六項及  
び第七項を除く。)、第四十条第七項、第四十  
一条及びに第四十二条中「特定保険等業務」と  
あるのは「特定保険等業務及び破綻金融機  
関等の融資先である中堅事業者に係る

信用保険の特例に関する臨時措置法第七条」とする。

**(新事業創出促進法の一部改正)**

第三十七条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」と改め、同条中「中小企業事業団(以下「事業団」という。)」を「中小企業総合事業団」に改め、「中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。以下「事業団法」という。)」を「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第二号)」に改め、「又は中小企業者である同項第一号若しくは第四号に掲げる創業者」を削る。

**第五条及び第六条 改除**

第七条を次のように改める。

**(中小企業総合事業団法の特例)**

第七条 第四条の規定により中小企業総合事業団の業務が行われる場合には「中小企業総合事業団法第二十二条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び新事業創出促進法(平成十年法律第二百五十一号)第四条に規定する業務(以下「創業促進業務」という。)」

とあるのは「主務大臣」とあるのは「主務大臣(創業促進業務に係るものについて、通商産業大臣)」と、同法第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「を除く。」とあるのは「を除く。」及び創業促進業務」と、同法

第三十二条第一号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに創業促進業務」と、同法第四項及び第五項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務」と、同法第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(創

業促進業務に係る事項については、通商産業大臣」と、同法第四十四条第一項及び第四十

五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は新事業創出促進法」と、同法第五十一条第三

号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び新事業創出促進法第四条」と法の一部改正

第三十八条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業信用保険公庫」を削り、「沖縄振興開発金融公庫」の下に「中小企業総合事業団」を、「行う者」の下に「中小企

業総合事業団」にあつては、「中小企業総合事業団(平成十一年法律第二百七十二号)」の二号に掲げる業務、機械類信用保険法(昭和三十六年法律第二百五十六号)第十一條に規定する業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措

置法(平成十年法律第二百五十一号)第七条に規定する業務(以下「特定業務」と総称する)に関する予算執行の職務を行なう者に限る。」を、「規程(下に「中小企業総合事業団にあつては、特

定業務に係る部分に限る。」)を加える。

第十一条第一項中「命ぜられた職員(の下に「中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る債権に限る。」)を、「債務」の下に「(中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る債務に限る。)」を加える。

第二条第一項中「公庫等の債権」の下に「(中小企

業総合事業団にあつては、特定業務に係るも

のに限る。」)を加える。

第四十一条 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「改正前の予算職員責任法」という。)第九条第三

項、第十条第一項又は第十一項第一項に規定する公庫の予算執行職員、現金出納職員又は物

品管理職員の前条の規定の施行前にした行為に

ついては、改正前の予算職員責任法の規定は、なおその効力を有する。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第四十二条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業信用保険公庫」を削る。

第五条第三項中「収入保険料(住宅金融公庫及び中小企業信用保険公庫)」を「収入保険料(住宅金融公庫)に改め、「回収金(中小企業信用保険公庫の場合を除く)」を「を含む、中小企業信用保険公庫の場合を除く」を「を含む」に、「支払保険金(住宅金融公庫及び中小企業信

用保険公庫)」を「支払保険金(住宅金融公庫)に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十四条第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、「中小企業信用保険公庫」を削る。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正)

第四十四条「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第二百六十九号)」の一部を次のように改正する。

第二条中「中小企業信用保険公庫」を削る。

第十条第一号を次のように改める。

二 削除

第十二条第一項第一号を次のように改める。

二 削除

第十三条第一項第一号を次のように改める。

二 削除

第十五条第一項第一号を次のように改める。

二 削除

第十五条第一項を削る。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第四十二条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業信用保険公庫」を削る。

第五条第三項中「収入保険料(住宅金融公庫及び中小企業信用保険公庫)」を「収入保険料(住宅金融公庫)に改め、「回収金(中小企業信用保険公庫の場合を除く)」を「を含む、中小企業信用保険公庫の場合を除く」を「を含む」に、「支払保険金(住宅金融公庫及び中小企業信

用保険公庫)」を「支払保険金(住宅金融公庫)に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十四条第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、「中小企業信用保険公庫」を削る。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正)

第四十四条「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第二百六十九号)」の一部を次のように改正する。

第二条中「中小企業信用保険公庫」を削る。

第十条第一号を次のように改める。

二 削除

第十二条第一項第一号を次のように改める。

二 削除

第十三条第一項第一号を次のように改める。

二 削除

第十五条第一項第一号を次のように改める。

二 削除

第十五条第一項を削る。



うに改める。

中小企業総合事業団法(平成十一年法律第二号)	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第二号)
------------------------	------------------------

(印紙税法の一部改正)

第五十三条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十  
二号)の一部を次のように改正する。

別表第一「中織維産業構造改善事業協会の項を削り、中小企業事業団の項を次のように改め  
る。」

削り、中小企業事業団の項を次のように改め  
る。

中小企業総合事業団法(平成十一年法律第二号)	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第二号)
------------------------	------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第五十四条 登録免許税法(昭和四十一年法律第二  
二号)の一部を次のように改正する。

別表第一「中小企業信用保険公庫の項を削る。  
別表第二の十九の項を次のように改める。」

削る。

別表第一「中小企業信用保険公庫の項を削  
る。」

削る。

第五百八十六条第二項第十二号中「中小企業  
事業団法」を「中小企業総合事業団法」に、「中小  
企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、  
同項第十四号を次のように改める。

#### 十四 削除

第七百一条の三十四第二項第二十号及び附則  
第十八条項中「中小企業事業団法」を「中  
小企業総合事業団法」に、「中小企業事業団」を  
「中小企業総合事業団」に改める。

附則第十五条第四十四項中「中小企業事業団  
法」を「中小企業総合事業団法」に、「平成十年四  
月一日」を「平成十一年七月一日」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 前条の規定による改正前の地方税法  
(以下「旧地方税法」という。)第七十三条の十四  
第七項、第七十三条の二十七の五第一項及び附  
則第十八条項に規定する資金の貸付けを  
受けた不動産を取得した場合における当該不動  
産の取得に対する課する不動産取得税について  
は、なお従前の例による。

旧地方税法第五百八十六条第一項第十一号に  
規定する事業を実施する場合における当該事業  
の用に供する土地又はその取得に対する課する  
特別土地保有税については、なお従前の例によ  
る。

第五十八条 この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で  
定める。

(罰則に関する経過措置)

第五十九条 この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で  
定める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第六十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百  
四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十九号中「中小企業信用保険公庫  
法」を「中小企業総合事業団」に改める。

第六十一条 中小企業厅設置法(昭和二十二年法  
律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の三中「中小企業事  
業団」を「中小企業総合事業団」に改め、同項第  
五号中「中小企業金融公庫及び中小企業信用  
保険公庫」を「及び中小企業金融公庫」に改め  
る。

第六十二条 第二項第二十一条第一項第十  
号に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第六十三条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する事業に係る事業所税(旧地  
方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事  
業に係る事業所税をいう。)については、なお従  
前の例による。

第六十四条 第二項第二十一条第一項第十  
号に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第六十五条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する事業に係る事業所税(旧地  
方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事  
業に係る事業所税をいう。)については、なお従  
前の例による。

第六十六条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第六十七条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第六十八条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第六十九条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十一条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十二条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十三条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十四条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十五条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十六条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十七条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十八条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第七十九条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第八十条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第八十一条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第八十二条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第八十三条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第八十四条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第八十五条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第八十六条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

第八十七条 第二項第二十一条第一項第十一号  
に規定する資金の貸付けを受けて設置され  
る。

施設に係る事業所用家屋の取得で、その譲渡し  
による取得につき旧地方税法第七百一条の三十  
二第三項の規定の適用を受けるものとの同項の規  
定により新築若しくは増築とみなされる取得に  
対して課する新增設に係る事業所税(旧地方税  
法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設  
に係る事業所税をいう。)については、なお従前  
の例による。

平成十年四月一日から平成十二年三月三十  
日までの間に新たに取得された旧地方税法附則  
第十五条第四十四項に規定する機械及び装置に  
対して課する固定資産税については、なお従前  
の例による。

特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中  
小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るた  
だ。

小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るた  
だ。

め、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散して中小企業総合事業団を設立し、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上並びに小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の運営等に必要な業務を一體的に行わせるとともに、織維産業構造改善事業協会を解散して必要な業務を中小企業総合事業団に移管する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 中小企業総合事業団法案(内閣提出)に関する報告書

#### 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散して中小企業総合事業団(以下「事業団」という。)を設立するところに、織維産業構造改善事業協会を解散して必要な業務を事業団に移管しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険公庫、中小企業事業団及び織維産業構造改善事業協会を解散し、新たに事業団を設立するものとする。

2 事業団に役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以内及び監事一人以内を置くものとする。

3 事業団は、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするための債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付け、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修指導等の事業並びに小規模企業共済法及び中小企業倒産防止共済法の規定による共済制度の運営等の事業を行う

ものとする。

4 事業団の財務及び会計について所要の規定を設けるものとする。

5 事業団は、当分の間、3の業務のほか、織維産業構造改善事業協会が行ってきた業務の一部を行つものとする。

6 事業団は、主務大臣が監督するものとし、主務大臣は、必要に応じ、事業団又は受託者に対し、報告をさせ、又は立入検査を行うことができるものとする。

7 中小企業信用保険公庫、中小企業事業団及び織維産業構造改善事業協会は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとする。

8 その他本法の施行に伴う所要の経過措置を定めるとともに、関連法律の整備を行つものとする。

9 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成十一年七月一日から施行するものとする。

#### 二 議案の可決理由

本案は、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るために必要な措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年三月十日

商工委員長 古賀 正浩  
(別紙)  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中小企業総合事業団法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新事業団の設立にあたっては、統合によるメリットを十分發揮できるよう、業務の整理合理化を着実に推進するとともに、機動的、効率的

な事業運営が確保されるよう配慮すること。

二 統合に伴う職員の処遇については、不利益が生ずることのないよう特段に配慮すること。

三 新事業団の設立後、三年を経過した時期に、運営状況を勘査し、事業団の業務について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずること。

# 官報(号外)

平成十二年三月十一日 衆議院会議録第十三号

明治二十九年三月三十日  
種類便  
物語  
可日

(第七号の発送は都合により後日となるため、第十三号を先に発送しました。)

発行所  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目  
大蔵省印刷局

電話  
03 (3587) 4294

定額  
(本体  
送  
料  
別)  
二二  
〇〇円  
別